

させぬ様にする事なり、倍人民等逃隠したれば、所々に高札を立て、厳しく軍兵の亂暴、不作法を禁じたり、早々立歸て住居せよと言ふ趣を書付くへし、若し違背して亂暴する者あらば、立所に斬つて其所に梟首し、其地の人民に安堵なさしむべし、如此なれば敵國の住民信服して思付なり、清正此所を呑込みたる故、朝鮮の土民親附して軍士と親しく交はりし故、清正の軍士は陣用に事缺く事なかりしと聞及べり、清正の軍法尊ぶべし。

城を圍まんとする時は、先づ後詰の來るべき道筋を考て、別備を設け、押への入數を置て、其後城を取盡すべし。

城攻の時向ひ城を二三ヶ所にも取事あり、其普請は馬防きの堀虎落を拵へて事足るなり、隨分便利に敏く取るべし。

城近く押詰ては必油斷する事勿れ、蟄^{ツボ}際^ノの一戰とて名殘の一と軍して引籠る敵あり、此一戰は寄手を散らすか、己れ追込らるるか、と運定め^テの軍なれば一段手ひごきものと言へり、心得あるべし。

城近く陣を張には城と陣との間に森林等あらば其陰に陣すべし、城より直に見渡す所は大筒の氣遣あり。

城と陣との間は定法なしと雖も、近きは五六町遠きは十四五町なるべし、尤敵城に近附て陣する時は、繁く物見を置て、敵城の様子等を注進せしむべし。

城攻の法當時諸軍家の傳授にも、攻具殊の外足らざるなり、堅固なる城程、攻具拙くては拔難き事なれば、傳授受けたる攻具の外にも猶書籍を考見て、了簡の上、城地の高卑又は普請の巧拙等に因て新に製作あるべきは、良將の器と言ふべし。

城攻は門を破るか、塀を倒すか、石垣を掘崩すかに非されは、破れ口附かざるものなり、此故に先づ此三所を破る工夫をなすべし、然し乍ら門塀を破り、石垣を崩すにも寄附かされは叶はざる事なり、此故に先づ仕寄道具を製作する事、第一の事なりと知るべし。

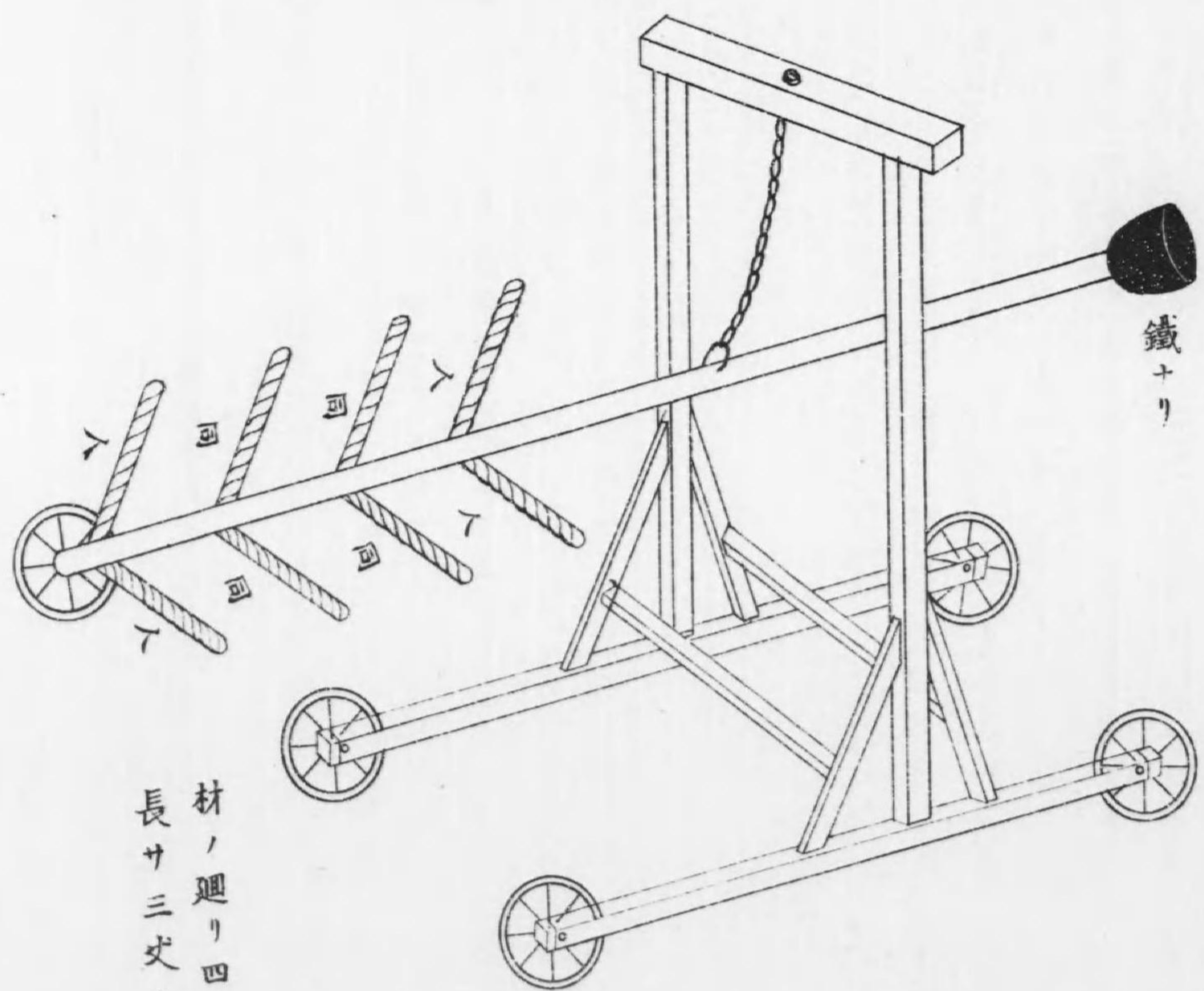
仕寄道具は厚板にて箱を拵へ、車を仕付て、此箱の中へ人を込て仕寄るあり、又一等精きは右の箱の外面を生牛皮、生野猪皮にて張固めて用ふるあり、又大楯に車を仕付て十四五人一齊に堆寄るあり、持楯にて押寄すあり、竹束にて仕寄るあり、又阿蘭陀流に破楯^{カブリ}あり、生牛皮にて持楯の如くに拵へ、仕寄る時は腰を屈めて是を背上に被り、首より尻迄覆て、數百人連續して手に手を取組て城へ寄付る事あり、此等の器械猶工夫の上製作あるべし、城門を破るには廻り三四尺長さ三丈許の大材の頭を、

鐵にて張固め彼の大材へ車二ヶ所仕付け、大材の左右數ヶ所に綱を附け、五十人に
て此木を牽き、城門へ押向て一齊力に突懸て打破るなり、尤此木を牽く武夫は人毎
に持楯を持って、矢石を防ぎながら仕寄べし、楯門を打破るに於ては材も、楯も打棄て、
無二無三に城内へ切込むへし、是を大切とす重賞あり。



又阿蘭陀流に城門の際或は石垣の角の所へ鳥居形を仕立て此鳥居へ大材を釣り、
其大材の端地に引く所に車を仕附て走り能くし、鐘撞仕懸けの如くして扉を打
碎き又は石垣の角石を突抜事あり、總して此類の製作猶工夫あるべし。
柴、薪を門の際に積重ねて火を懸け、城門を焼破る事あるべし、又捧火、矢數火、矢亂火
等を以て焼破る事あり、其法は第一卷目、焼討の所に委し。

鳥居撞之圖



材ノ廻リ四五尺
長サ三丈余

城を攻むるには先堀を埋むべし、埋草の在家を毀ち、又は柴、葦、疊、藪の類を用ふるなり、又土俵夥しく拵へ、數千、萬人に一俵宛持せて火急に打込て埋る事もあり、總て埋草の打込様は亂散に打込む事勿れ、一所へ纏て打込み道に成る様すへし。
塀を破るには切破る事あり、熊手、鎌等を引懸て引倒す事あり、大槌にて打破るあり、又緩き時は柱を三四本土際より挽切て引くか推すかせば倒るなり、又細引の先に三又、四又の本枝を結び附て百條も二百筋も打懸て一齊に引けば引倒すと云へり。

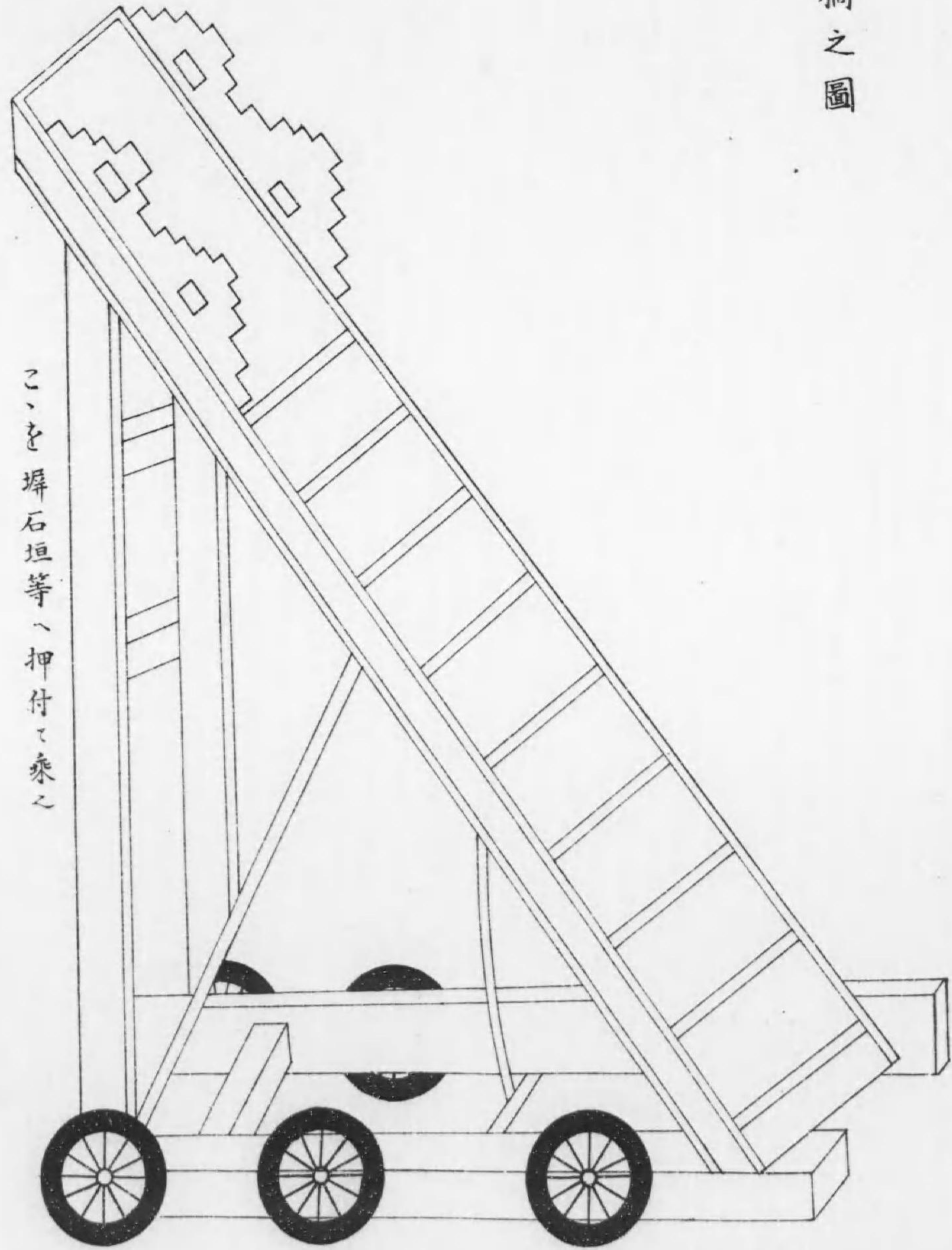
又木之圖



城に乗には階子にて乗るあり、手を懸て乗るあり、行天橋と云ふ物にて乗るあり、此外橋に横木を打附て階子の代りに用ふるもあり、又一本の材木に刻を附て、塀に倒し懸て乗もあり、各様々なり、大佛定直、千劍、破城を破る時、二十余丈の梯を造て切岸へ打懸たるをもあり考ふへし、グレイキス、ブツクに守攻の具甚精詳なり、見合せて製作あるべし。


石垣を崩すには仕寄道具にて寄付、鐵手子又は鶴嘴にて崩すべし、隅石を一つ二つ

行天橋之圖



こゝを塀石垣等へ押付て乘之

掘抜けば餘は崩れ易きものなり、清正此働に得手たり、又上に出せる鳥居撞にて崩すへし。

櫓或は堀等を崩すに化粧棚と言ふ物を込め乍ら掘入る事あり、其形  如此右の木を數多拵へ、掘入るに隨て段々込乍ら思ふ所迄掘込て、窟穴の内に薪、萱の類を累ねて火を懸れば化粧棚焼折て穴崩る故、櫓も扉も打倒ると言へり。

火攻は大風の時風上より在家々々へ火を懸て、其火氣にて城を焼くなり、若又在家無き時は竹木を山と積上て火を放すべし。

水攻と言ふに二つあり一つは木無き山城等にては、城下より水を引て用ふる事あり、其水源を斷ち切り、城中に一滴の水も無き様にして、攻むる時は、涸渴に苦て落城に及ぶ事あり、一は水吐き悪き城地をば卑き方へ長堤を築て、高き方より水を注ぎ懸れば城地水に浸りて落城する事あり、太閤この術を致されたり、但し堤と城との高底は術を以能く計るへし、若堤卑くして水を注ても城を浸さざる時は勞して功なきのみならず、千古の笑となるべし。

右の外攻具、攻様幾許もあるべし、時に臨て製作すべし、攻具の制作も新規に致されざる程の拙さにては、所詮果敢々々敷軍はなる間じきなり、偕右の外に城攻に心得べき事ともあり左に記す。

城攻は鐵砲を連放し貝太鼓等を鳴らし、一齊に攻懸る躰を見せ、又諸方の攻口へ人

數を向て絶えず取合せ、又は忍を入れて城中を騒動させ、又は火矢、大筒等を打懸て肝を冷させ等して、新手を入替々々晝夜三日も悩ます時は、城中大に疲るる者なり、其潮合を能く見定て總懸にして手ひごく攻むる時は、利ありと知るべし、但し如此攻むる時は、人數を數百手に別て役定をなして働くべし。

城中より和睦、降參等を望む時は、能く眞偽を察し、事情を確めて了簡を廻し、取扱ふべし、後誥の來る迄、日數を送るべき爲に、如此計るあり、又油斷させて不意を討つべきため、如此計るもあり、能々察すべし。

敵將城を出ておめくくと降參するもあるべし、眞の降を殺は不明なり、偽の降を助るも又不明なり、初にも言へる如く、降人の甲冑又は時勢等を能く考計て、取扱ふべし、是を明察と云ふ。

城中の大將分、腹切て殘る人數を助け度と望も在るべし、城を渡して、明除き度と望むもあるべし、是又能く察して、落度なき様に取計ふべし。

兎にも角にも、此城を枕として討死と覺悟を極むるものあるべし、又た強て突て出る敵もあるべし、後誥を待つ敵もあるべし、能く敵の模様カクキと事情とを察して、取扱ふべし、城を落しては、城中の人を憐て、軍兵の亂暴、不作法等をさひしく禁して、安堵な

さしむべし、又は時宜に依て、城中の人をば悉く出して、味方の列に入れ、城へは別に武功の者に、人數を添て、入置事もあるべし。

降を請ふ者には、或は領地を取揚て、命計を助くるもあるべし、又は半地又は本領安堵の約束等、時宜に依るべし。

大に猛威を振ひ、近國を震動する時は、大祿の物は、所領を失ふべき事を恐れ、小祿の者は、塵に成るべき事を恐れて、必死に思ひ誥、降參も致さざるものなり、斯様の時に、城城、館々を悉く屠り落さんとする時は、日數も懸り、人數も損するものなり、此故に、軍略者は、其張本人さへ仕伏たる上は、自餘の者は、命は言ふに及ばず、所領ともに、唯今迄の如く成すべし、安堵致し、早々罷り出て、大將に調すべしと、所々に高札を立て、寛仁の腹中を示すへし。

右城攻の大略なり、猶古蹤を考へ見へし。

海國兵談 第十二卷

籠城並守具

籠城は先づ大將たる者覺悟を極むべし、元來籠城の趣意は大敵吾國へ押來れ共、味方小勢にては對應ならざる故、地形を人數の代りに用ひ、引籠り居て敵を計る事なり、又大敵ならず共、度々の軍を仕損じて籠城に及ぶ事もあるなり、籠城は善く守りて城を抜かれざるを主とする事なれ共、守るのみに泥む時は何時も請太刀に成て敢なく攻落さるるものなり、此故に兵を知るものの籠城は、或は城中より夜討を仕懸け、又は敵の油斷を見切て不意に突懸り、或は根無言を風説して寄手の氣を疑はせ、搦する事のあるは城中仕懸太刀に成て、敵を請太刀になすべき術なり、是良將の籠城なり、籠城に大將の覺悟と言ふは必死の覺悟を極る事なり、初に言へる如く大敵に圍るるか又は度々軍を仕損じ、精力盡て籠城に及ぶ事なれば、運を開く事は覺束なき事なれ共、能く必死の覺悟を極め能く守攻の術を呑込て、守るにのみ屈せず能く臨機應變して敵を計る時は、寄手を追崩て運を開く事もあるなり、尤大將必死

の覺悟極らずんば、籠城も詮なき事なり、面を搔き撫て降を乞ふべし。籠城の時、番頭以上歴々の諸士必死の覺悟を極め兼ねる者をば、實議評定と言て歴々寄合て飾りなく評議し、愈々極め兼ねる者をば實意を以て落し遣すべし、然し乍ら其德無くして妄りに仁に似たる事を行へば、其虚に乗じて敢勇の士も臆病心を生じ皆落支度に成事もあるべし、然る故に必死を極め兼ねる者を切棄にして、諸歴々の心氣を引立る事もあるべし、此所は大將の徳と不徳と明と不明とにある事なり、偕尋常の軍士又は陪卒等必死を極め兼ねるをば五人組より其譯を言上して落し遣すべし、但言り辱めて恨を合文しむる事勿れ、恩言を與へ、或は運を開かば歸參せよ等言ひ含むべし、如此なれば其人出てても恥の心ある故、城中へ讐をする事なき物なりと言へり。

籠城は人の和第一なり、地之利不如人之和と言ふて、何程要害善城に籠る共上下不和なる時は内より破れを生ずる故、持堪ゆる事決して成らざる事なり、偕不和とは疑ひ間敷人を疑ひ、罪す間敷人を罪し、與ふ間敷者に與へ、與ふべきに與へず、賞すべきを賞せず、賞す間敷を賞するの故なり、是等の事あれば、下たる者上を恨むなり、下たる者上を恨めば諸士何物も精に入る事なし、精に入ること無き故、守術も疎にな

りて敵にも破られ又内亂をも生ずるなり、此故に鐵箱の如き堅城に籠るとも、人和を失へる大將は忽ち踏落さると知べし、然る故に籠城第一の道具立は人和なり、と古の名將等の言ひ置し事なり、偕人和と言ふに世人の心得違あり先和と言へば上の人柄、譯もなく柔和にして言罵の聲なく此に小惠を行ひ、彼に小憐を加ふ、又下たる者も何の謂れもなく親み悦ひ、其上朋等同僚迄も異言なく、睦をのみ和と心得るなり、和なる事は樵老漂母の和にして城主の和とは別種なり、偕城主と言ふは軍士悉く智仁勇の趣を呑込み、法を守り、果敢を旨とし、人々皆勇にして和す、是武將の和なり、樵老漂母の和と天地懸隔なり。

籠城するには、蟄際の一戦あるべし、其趣意は城攻の卷に言へる如く、軍其利を失ひ、段々押詰められて籠城に及ぶ事是非も無き次第、無念至極なれ共、對應する事もならず、亦面を搔撫て降參も仕難き趣意より、一二を論せず引籠事なれ共、未だ城を敵の圍まざる以前に逆寄に蹴散して敵を拂ふ事もあるか、又は縦ひ拂すとも武運傾きて引籠る事なれば、是に名残の一戦と思ひ詰て手ひごき一軍を爲る事なり、偕戦ふべき圖は敵の折指すべき場所を見切て、未だ後勢の殺到せざる所を討べし、次には城近く押寄ても未だ列を成さざる所を討べし、次には夜討すべし、夜討に四つの

圖あり夜軍の條に詳なり、借此一戦に召供す人數は中にも勇敢の者を撰て短兵急に取懸るべし、騎兵は臨時の見合次第なり。

主將の留主は人數も不足なるものなれば、變動の事ありとも十に八九は防戦の心懸なるべし、然りと雖も時宜に因ては早々人數を出して打拂ふ事もあるなり、留主城代の戦略にもあるべし。

日本諸流の籠城多くは城下の商家又は近村人民の穀帛、鹽噌竝薪になるべき物或は粗鉄の類迄悉く城中へ取入れ、運を開かば一倍にして返すべしと約束を定ると言へり、斯様の事は己より民心を離す仕形にして不出來なる事なれば、褒めたる事に非ず、然れども當時日本風にて蓄積の政に疎ければ、箇様の事を成して糧兵布帛鹽噌等を蓄ふる術なし、此故に政道の沙汰は暫く差置て、日本風の籠城には箇様の事を手疾くする事、籠城第一の支度なるべし、正成近江の國の穀を取て、叡山へ預け置たる事も此心持なり、借右の譯なる故、急に臨み、七轉八倒して運び入るより、積年の心懸にて連々に貯置けば籠城に臨て騒動する事もなく、其整際も立派なるべし、是又城主肝要の心掛なるべし。

上にも言へる如く、城下竝に近郷の穀帛を運び取事なれ共、火急の籠城か、饑饉年の

籠城には運入べき米穀もなかるべし、然れば大變の備に豫て富積あるべき事也、借米穀を貯るには粟にて、俵なしに直に箱倉に入て貯ふべし、十年を経て虫喰ざるものなり、六尺四方の箱倉勿論、祿に應じて籠るべき人數を、豫て計り置て、糧米を貯ふるべし、例へば千人籠るべき見詰ならば千人一年の食は米五千俵、粟にて一萬俵なり、右の積りにて上は三年分、中は二年、下は一年の貯あるべし、齊の田單は二年城を持堪へ、雲州の尼子は六年籠城したり、是人和と糧食との二つを得たる故なり、貴ぶべきの至りなり、糧米の事は和漢其説多ければ新に説くに及はざる事なれ共、初學の爲に大略を言なり、先粟の事は始に言へるが如し、其外梁、稗、麥及び黍、稗、大小豆皆貯ふべし、又糲を善しとす、糲は百年を経るとも朽損じなきもなり、小子安永中に萬治年製の糲を食て試みたり、只其性軽く成るのみにて、曾て異味なし、此外乾肉、乾魚、乾菜、木の實等迄貯ふべし。

鹽は大瓶に入て貯ふれば一塊に成て百年をも有つものなり、是又萬治の鹽を見た

り、味噌は鹽を強くして三年味噌に仕込み四年目に順繰りに取替へし。

城中には粟と溢柿を多く植へし、粟は勝粟に造り、溢柿は釣乾に造るべし、又一飢を救ふなり、

粟と糶とは收納の二百分一を年々貯ふべし、二百分の一は萬石より五十石を貯る事なれば心易きの至りなり、但し、これ程の貯も致されぬ程の不經濟ならば、所詮軍もよしなき事なり、城を進物にして早く匹夫と變ずるも然るべきなり。

籠城に外の味方より兵糧を送り來るとて、猥りに人夫共を城中へ入しむる事勿れ、味方の割符、合印を見合せ、俵の中を改めて後、城中へ入しむべし、油斷する事勿れ、正成は甲冑、兵器等を俵にして敵方の者の真似して湯淺か城中へ運び入れ、入濟して後、俵の中より兵具を取出して物の具固め、城中を切立て、其城を落したる事あれば、能く心を附べき事なり、偕又兵糧入の時、附入を心懸る敵あり、其様ならば早く門外へ人を出して俵の中を指改め、眞の兵糧ならば早く引入べし、然れ共其人に油斷する事勿れ、短刀にても狭み來らば、其短刀をば奪取べし、其外人の心の附様種々あるべし、怠る事勿れ。

上にも言へる如く、糧米も多く、人も和し、守術も巧みにして數年城を落されざるは善成る事は善なれ共、只持堪へたる計にては、善の善とは言ひ難し、持堪へたる上に能く計て寄手を追拂ふを善の善と言ふなり、然れ共これは至極の妙所なり、例ひ敵をば拂はず共、二三年も城を持堪へたる事中々凡將の能はざる所なり、籠城の將帥

能々思ふべし。

城門を開て討て出づべく思ふ時は、先づ矢砲を發し、又は石等を落し懸けて、敵の四度路になるを見濟して脱兎の如く突て出づべし、但騎歩は地形上に因るべし。

籠城は一曲輪切（りんせき）に討死と思ひ定むべし、三の丸より、二の丸、二の丸より本丸と、次第に引入ものに非ず、是籠城第一の覺悟なり。

境目の城を敵より圍む時は、本城より時日に移さず、後詰を遣はす事なれば、是非持堪へる事、境目、城番の覺悟なるべし。

籠城して敵を惱ますには、度々夜討をなすに如くはなし、但引返して入べき小口へは迎ひ備を出し置べし。

扉裏人數配りは先づ扉裏に役所を懸け並べ、頭々の旗、馬印等は面々の役所の前に立置なり、人數組は上に言へる如く、愈々嚴密に定め置て、笠冑等の相印も省く事勿れ、偕人數は扉一間二三人宛配るべし、陪卒無き人數組ならば五伍二十五人に扉裏八間、百人頭一組に三十二間守らすべし、又陪卒ある人數組ならば一伍五人を一組とし、陪卒の數を計て、扉一間に三人の割にて扉裏を渡すべし、勿論人數有り餘るならば一間に四人も五人も配るべし、但扉裏に板を懸て、誰組某々守り場と書付べし、

陪卒あらば陪卒の數も面々の名下へ書付べし。

右の如く塀裏人數配りを定め置て、如何なる變動ありとも、己れの持場を立去る事勿れ、下知なきに立去る者は罪す。

士卒十人に一人の頭を添て、都合十一人はを一組の遊軍として一九に二三組乃至十組も設け置て絶へず塀裏を見廻り、寄手ひごく攻懸る所へ本人數に加つて防ぐべし、此法甚便利なる人數定めなり。

平生敵の攻寄せざる時は、陪卒無き組は二十五人より三人宛立番し、陪卒ある組は一伍の總人數より三人宛立番すべし、但し陪卒のみ立番に用ふる事勿れ、五人の主人の内一人宛加りて勤むべし、夜も同然なり、但夜中は遊軍の中より助の夜番を出すべし、總て此物見立番は甚大切なる役なり、怠る事勿れ。

敵懸らざる時も、塀裏の人數、申合て半ば宛甲冑すべし、怠る事勿れ、怠る者は罪す。遊軍も四組あらば二組宛替り番に甲冑すべし、是又怠る事勿れ。

晝夜ともに立番夜廻りの者、敵の攻め懸るを知て、相圖の鳴物を鳴さば、本人數、遊軍共に甲冑を脱て休み居たる輩も、早く物の具固めて各持場へ相詰べし、怠る者は罪す。夜廻には足輕を用ふべき事なれ共、總人數疲れたるか又は軍士不足なる時は、百姓

町人等の物に動せぬ老年の者を用ふべし、是は三人を一組として、十組も二十組も設けて東五組、西五組等と定め置き晝夜引き切らず塀裏を廻るべし、尤一曲輪切に設け置べし、偕此廻りの人數は塀裏の本軍士と相横目に成て、互に懈怠を戒むべし。百姓町人の壯者を撰て二十人を一組とし、頭一人添て是を消防役に用ゐて、一九に二三組も設くべし、偕城中失火又は敵より火矢等打懸ても塀裏の本軍士は言ふに及ばず、遊軍迄も少しも火の方へ拘はる事勿れ、愈持場を念入て守るべし、偕城中は言ふに及ばず城外たりとも失火焼亡あらば、夜中たりとも總人數起て甲冑すべし。籠城の趣意又人數配りの手當等右にて大概事足るなり、是より以下、守法守具を記す、何れも工夫を加ふべし。

塀裏の扣柱の上の貫へ板を渡して矢砲を發し、石を落す足代になすべし、石打の役は百姓、町人又は陪卒の物慣れたる者を用ふべし。

城中の小路々々に虎落を結び置き、印無き者は通行する事を禁じ、忍びを防ぐ用心すべし。

塀裏は一間に三人の積りなれば、飛道具も不足にて、思ふ儘に發し難きなり、然る故に手ひごく寄手を射惱まさんと思ふ時は、塀裏一間に鐵砲三挺、弓二張、矢五十本、玉

三十本宛配り置き、大敵攻寄る時塀裏の足代又は挾間より隙間なく發し懸くるべし、敵ひるむなり。

塀裏は武者の守る所もあり、足輕の守る所もあり、又百姓町人等の守る所もあるべし、人數の多寡、城の大小と大將の方略とにあるべし。

籠城に用意すべき品々

塀裏に六七百疋より、四五貫目までの石を夥しく積置べし、大石は落し懸て近寄者をひしぎ、小石は石弾きにて飛ばして敵を惱ますべし。

砂石を多く積置いて近寄者へ炒りて打懸べし。

穢汁、糞汁を溜めをき沸して敵へ灑ぎ懸くべし。

乾土を灰に相和して貯置くべし、近寄者へ振り懸れば目鼻へ入て難儀するなり。

塀裏に五十目、百目の大長筒を設け置いて大將を狙い打にすべし、但し長さ八九尺なるべし。

門櫓其外諸役所及び倉廩の近邊には水槽、水桶等又は溜池等を設けて、水を貯へ置くべし、火矢、失火等の用心なり。

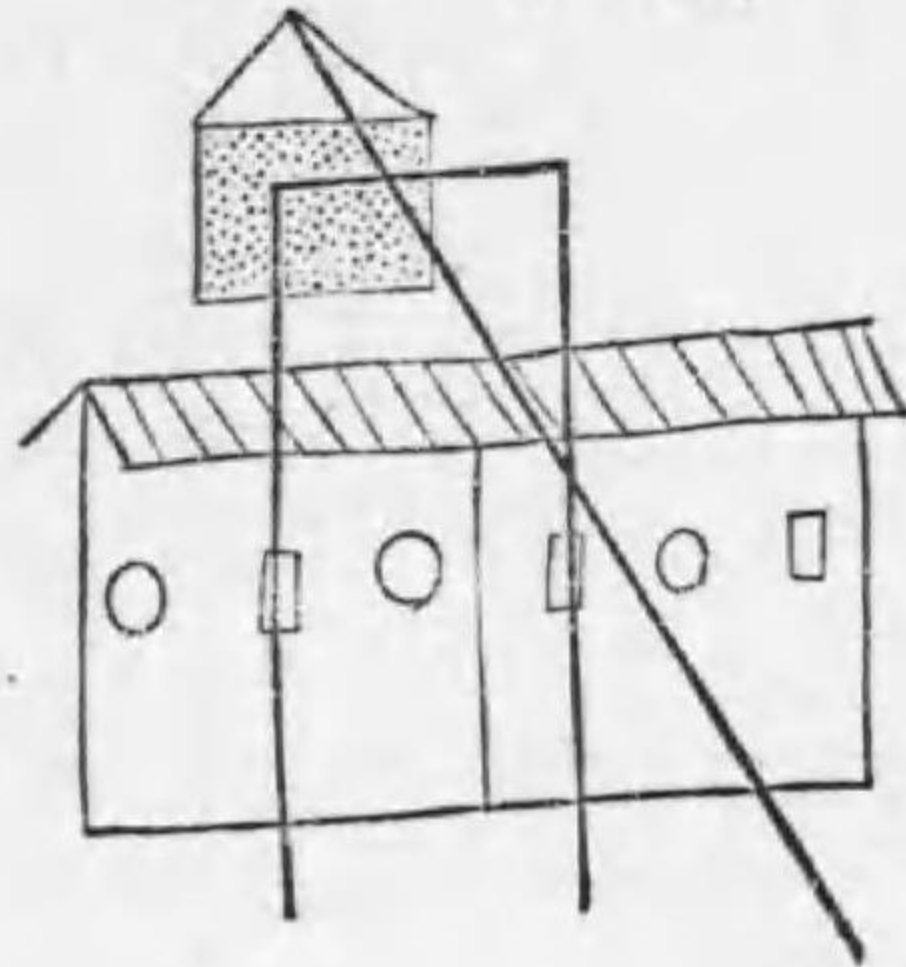
藁を竿の先に結付けて火を消す具に用ふべし。

龍吐水、水弾きの類用意あるべし、又古き椀を夥しく貯へ置くべし、水を掬て物へ投げ懸るに、他の器物より一段宜しき物なり。

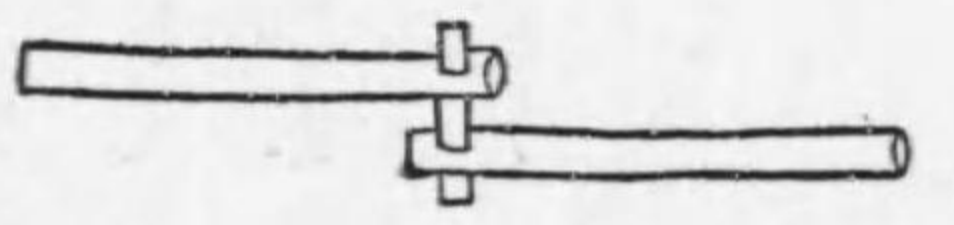
塀裏に、折目々々毎に大材木三十本、小材木百本、大板三四十枚、小板二三百枚、竹千本土俵二百俵、繩千尋、大釘萬本、錐五十本、鐵鎚五十、鋸五十挺、宛鑿、鋸、斧、大槌等悉く用意あるべし、塀、石垣等を打破られたる時、急に普請に用ふべき爲なり。

厚綿の蒲團の様の物又は藁籍の類、横六七尺、長さ五尺餘に拵へ、塀の上より四五尺向ふへ桔槔木にて指出して矢砲を防ぎ、其身は塀の上より乗出して、塀、石垣等の際へ寄り附く敵を討べし、桔槔木の圖左の如し。

桔槔の圖



石を弾く具あり、第一卷水戦の條に其圖を出す、又山城は大石を轉かす事あり、又阿
 蘭陀流に手自ら石を擲くる事あり、又「くるり」を以て塙、石垣へ附く人をなぐる事わ
 り、兩圖を左に出す。



くるりの圖
 或はふり打とも言ふ

阿蘭陀人石擲替古、圖



右守具の大概なり、猶武備志、兵衛鈴録、グレイキスブック等見合て新製あるべし。籠城の時、城下近郷の民屋を悉く焼拂ひ、又攻具に成べき材木粗鐵の類をば、悉く城中へ取入れ、又井の内へ穢物、毒物等を打入て、寄手に事缺かする事もあるなり。異國に堡と言て、城外六七里但し日本道也の所に陣屋構を設け置きて籠城の時、城外の人民の隠れ所とする事あり、面白き法なれ共、日本の氣象にては行ひ難く思はるる故、詳なる事は載せざるも、然りと雖とも志あらば漸々に製する共、失政と言ふには非ず可考。國中に國主の倉廩又は大社、大寺等あるものなり、平生心を用ゐて普請を加へ置いて軍事ある時は出張の要害に致すべし。

右の次第にて籠城の支度大概事足るなり、猶和漢名將の籠城の方略を見聞して、工夫を附くべし、偕又此上に大事の心得あり、總て籠城に及ぶか又は度々軍を仕損ずれば將士共に心氣鬱屈して伸ひざるものなり、心氣伸びざる時は軍は言ふに及ばず、普請、防術等迄果敢々々敷仕難きものなれば、將たる者此所を能く吞込みて、自身は言ふに及ばず、士卒諸軍に至る迄力を落さざる様に取扱ふ事、兵士を提ふる人の機轉器量なるべし、漢の高祖は項羽と七十三度戦し、内七十二度負て七十三度目に項羽を滅したり、然るに七十二度の負け、八ヶ年の間少しも心氣を

落したる事無くして、終に飛龍の業を成就し給へり、又義經没落して奥州へ下る一路主従共に鬱氣して力も脱落したるに、只辨慶のみ時々狂言を發して人を笑はせ、又は若輩なる口論を仕出して人氣を引立等して、危き道中を難なく奥州迄着したり、是ぞ辨慶の智識だけに、大切の所を能く吞込みたる故、此の如き狂言狂行を爲したるなり、一通りの勇僧とのみ思ふ事勿れ可貴。

海國兵談 第十三卷

操練

操練とは軍を出す時は言ふに及ばず、大平の時にも、人馬に軍の仕形を教へ置く事なり、異國にては周に是を治兵と言ひ、明に操練と言ふ、皆同事なり、日本の古は都に鼓吹司を置き、國々に軍團を置いて軍事を教へし事、史書に見ゆ、其外犬追物、牛追物又は戲道など、言ふ事も操練教旗の心持なり、孔子も以不教民戰是謂棄之と宣へり、然るに近世日本に操練の事絶へたり危しと言べし、其故は弓馬、鎗刀の小武藝たりとも稽古せざれば、其一藝不取廻しなるものなり、況や天下分目の大武藝を稽古無しに動す事は不吟味の至りなるべし、大將たる人能々思惟あるべし、異國にては末世になりても、能く操練を致すと見えたり、其證據は大閩の朝鮮征伐は明の萬曆中にて其國數十年、太平續きたる時なれども、明より朝鮮へ加勢に來りし軍勢共其動止、駆引甚だ自在にして一身を使ふが如しとて、日本の諸將大に驚かれたり、又近世明和の頃唐山、福州へ漂流して、三年にして日本へ歸りたる者の物語を聞きしに、南

京省に逗留の間軍の稽古を度々見たりと言へり、今の清も康熙以來幾百余年の静謐にして其上南京省は京師を去る事、四十日路の邊鄙なれども、右の如く軍事を棄てざる事、手厚き政にして羨むべき事ともなり、倭日本軍は操練もなく、軍法も疎なり、只國土自然の英氣に任せて其先鋒先銳なるのみなり、唐山の兵と接戦せば一旦の勝利を得る共、久しく戦て位詰に逢へば軍法嚴重ならざる故、必ず瓦解して破るべし、兵を用ふる者此所を能く會得して、操練軍法を忽にする事勿れ、操練の仕形左に大略を記す、猶廣く考へて教ふべし、但し細かなる事に拘はらず、大筋を體に教ふべし。

操練するには先づ操練すべき場所を設くべし、大概大なるは方六七里六町一里、小なるは五町十町許なるべし、國の大小、人數の多寡に隨ふべし、是を大馬場と言ふ、但し此大馬場は總人數を集めて、大操練する所なれば一年に二度致すべし、八月其餘の小操練は末卷に圖する大學校の内にて教ふべし、末卷に記せり。

第八卷目に言へる所の押前陣取の次第、又は野陣の張り様などを教ふべし。次に總軍兵、陣屋に居る時、陣觸れの趣を操練すべし、其仕方、薄板へ明何日、何の刻、何方へ出陣と書す、但し出陣の宛所を除く事もあるべし、此札を三尺計の竹に挟みて

幟りの如くするなり、右の幟を本大將より一札を三人宛に持せて番頭へ遣すなり、但し番頭七組ならば、右の札を七枚拵へて、一頭へ一札宛遣すなり、勿論使の者直に番頭に對面して相渡し扣へ居るなり、其時番頭自筆にて姓名承ると書て、別に使者を仕立て手下の百人頭へ遣すなり、其時百人頭自筆にて書付る事上の如し、但百人頭幾人ありとも、番頭の使者持廻るべし、段々持廻りて打止の百人頭より持返りて、大將の使者へ返すべし、大將の使者是を持歸りて直に大將軍へ納むべし、倭百人頭は各右の札を寫し取て、手下の小組頭共を呼ひ集め右の札を見合せて、其札へ受書をなさしむべし、小組頭は又其札を寫して持歸り、手下の主立五人を呼集て右の札を貸與ふべし、五人の主立右の札を借歸て、面々の組合、四人の軍士、共に誥ては双方睨合つて此間誥り兼るものなり、其時は居敷て弓鐵砲を連ね、撥大鼓をば三拍子の頭付を打て早大鼓に直せば、士卒無二無三に矢烟の下より敵隊へ飛込むなり、軍法の卷にも言へる如く、頭付の大鼓を聞ても進まざる者をば其頭並に監軍能く、見覺へて言上し、戦ひ濟で後斬て棄つべし、但し馬上大鼓なるべし、鞍の左の居木さきへ太鼓を縦に結付て馬上にて打べし。

なるものなれば一概には言難し、只行列を亂さるる大小便を便し、草鞋等を着替る等のあらしを教ふべきなり。

次に押行道中にて敵に出合ひたる時の働を教ふべし、總て押行一路も前後左右の物見を用ゆべし、扱東の方に敵ありと物見より注進あらば、旗本にて鉦を鳴らして、押行人數を止むるなり、其時總人數居敷て旗本の下知を待べし、敵の有無を諸軍へ通するには、前に記す如く旗を用ふるなり、其仕形は第七卷目に言へる所の趣を教ふべし、扱居敷て旗本の下知を待つて敵に懸る定法なれども、敵勢無二、無三に突懸らば旗本の下知を待つに及ばず其出會たる備直に取合て合戦すべし、尤遊軍後を詰るが、横を入るが爲すべし、他の備は妄りに動搖せず、各方角に向て居敷居て、旗本の下知を待つべし、下知なき前に少も動く事なかれ。

次に押行道中に兩方より敵の見ゆる跡を教ふべし、三方四方皆同然なり。

次に押行人數を鉦を鳴して押止る事を教ふべし、其比先づ旗本足を止て鉦を鳴す時は、先陣は行過ぎ後陣は押懸りて難儀に及ぶなり、此故に人數を押止めんとする時は、押、行乍ら鉦を五聲打可し、其時諸手も鉦を鳴して應ずるなり、鉦を打つ法は一呼吸に一聲打べし、扱六聲目に旗本の足を止め、其外も聞付次第、足を止むる時は先

陣過ぐる事なく後陣押懸る事無くして行列調ふなり。

次に敵味方備を押出して大持合の跡を教ふ可し、其次の懸り口に六あり、悉く陸戦の巻に出せり、其趣を以て操練すべし、就中大切の操練なり。

次に敵を踏破りて追行時の事を操練すべし、是又陸戦の巻にあり。

次に味方敵に追立られたる時、二の見より横を入るる跡を操練すべし、是又陸戦の巻にあり。

次に馬入の跡を操練すべし、馬入に三法あり、是又陸戦の巻にあり。

次に敵より馬入をするを喰止る跡を操練すべし、是又陸戦の巻にあり。

次に長柄備の立様を教ふべし、是又陸戦の巻にあり。

次に大砲の打様又大砲を放戦に用ふる跡を教ふべし、二つ共に陸戦の巻にあり。

次に城攻の法を教ふべし、就中仕寄の態、仕難き物なり、悉しき事は城攻の巻にあり、就中居敷ながら仕寄る態を教ふべし。

次に守城の諸法を教ふべし、法は籠城の巻にあり、總て城攻籠城の二條は事多き事なれば能く心を配つて教ふべし。

馬を教ふる事は十五卷目、馬の條下に詳かなり。

右の外、楯の持様、虚敗の仕様等、了簡次第教ふべし、猶此外に軍中の禮式あり、閑暇の時教ふべし、總て軍の巧拙は此操練にあり、忽にする事忽れ日本の軍は操練なき故無法の軍多し、大闇の猛威と雖も、朝鮮に於て明軍の堂々正々たるに仰天したる事あり、此外和漢の軍立の精粗の様子、諸軍記を見て知べし、皆操練するとせざるとにあり、孔子の以不教民戰是謂棄之と宣へる事能味ふ可し、扱唯今太平の世の人に甲冑着て奔走せしむる時は肩を引かれ、身節痛んで一里も往來仕難きものなり、然る故に操練の度毎に甲冑を着せて終日奔走せしむる時は、度重て自然と甲冑に馴る、故肩も引かれず、身節も痛まず、足も重からず、息も切れず、後には二三日甲冑を脱がすとも、さのみ身體も疲れざるものなり、此所操練の妙なり、能々心を用て教ふべし、然るに當時太平の化を蒙る世に居て、此等の言を吐出す事實に多罪なり、然れと初より段々言ひし如く、日本は海國にて而も隣國多き地勢なれば、只外國の變の爲に如此教置べき事、兵家の持前なるべし、當世武備と言ふ事は人々口に絶えず言ふ事なれども、皆虚談にして實用なし、危きの甚しきなり、武備と言ふ事を知らざるには劣れり思ふべし。

第十三卷終

海國兵談 第十四卷

武士の本體並知行割、人數積、附制度法令の大略

武士の本體は當世の百姓と異なる事なし、其故如何と言ふに、古の武士は皆土着したり、其中にて土地を多く持たる者は譜代の家の子郎黨を多く扶助し、軍陣に出るには郎黨は言ふに及はず、百姓をも軍兵に仕立て召連たる故、五千石、一萬石の領主にても五百人も千人も出したる事なり、信濃の木曾、上野の新田、伯耆の名和、肥後の木山等皆土着の大身士にて、急に臨で軍兵を出したる所業人々の知る所なり、扱又小祿の武士は手自ら農作して作り取にしたる故、二、三十石の地を所持しても馬をも持ち、武具、馬具等も面々の心懸にて事缺かざる様に嗜まるとなり、農作する故手足あられて丈夫なり、鹿狩、魚獵等を樂とする故、筋肉壯健なり、遠方の親戚、朋友と往來する故、遠路に馴れて疲れず、平日糲食短褐に口腹身體を馴らす故、軍陣に出ても此二つに苦まず、大概古代の武士の形勢如此なるものなり、然るに近來天下一統に武士が城下に住居するものと成りて、城下に群居する故、自然に衣服、飲食、家作等を

美麗に致し、終に武の本體を失ひて、却て今の世に士の嗜と言ふは衣食住と立振舞、言葉遣の立派なるを專一とす、此の如く奢侈盛に爲りし故、面々軍用の爲に賜れる俸祿皆衣食住と婦人にとりて費して、武用の爲の祿なる事を忘却したり、右の如くにして雑用の奢侈盛なる故、困窮して果ては武備を取失ふに至る、困窮して武備を取失ふ事は、屹度制度の立さる故なりと知るべし、願くは制度を立て、奢侈を禁じ、武士を眞の土着か又は土着同様になして、武士道再興あるべき事一國一郡をも領する人の心懸くべき事なり、今の世にも、古き諸侯にも家中を土着にしたるあり、近くは吾藩を始として相馬、大村、肥前、薩州などなり、此の如きなれば直參も多く、陪臣も多きなり思ふべし。

兵士を扱ふ事は番頭、武頭等の頭役の者を教ふるとは品替れり、撰士の卷にも言へる如く、武頭以上の輩へは、人數を預けて一方を任する物なれば、學問ありて才智も働も文武の大略を呑込て何國へ押出ても獨道の成様に取立べし、軍士は頭々の下知を承て働くものなれば、さのみ學問も才智も入用なし、只敵に當て勇壯なるを專一と教ふべし、然りと雖も多力あり、非力あり、茲に所謂勇壯とは力量を言ふには非ず、意氣の勇壯なるを云ふ、意氣を勇壯になす事は、大將の方寸にある事にして亦一

二の術あり左に其條々の大略を記す。

第一武士を土着にする心持なるべし、土着すれば武骨にして上龍の風なく、古代質朴の姿に返るべし。

歳に五六度鷹野、猪狩して武士の心氣を引立て沈鬱せざる様に教置べし、是術なり、制度を立て、衣食住の費用を省き、華侈の心生せざる様に教ふべし。

頭役に才智器量の人を用て、組を教へ立べし。

大將と諸士と遠々敷ては士の勵み薄き物なり、是を親くする道は諸士の藝能を頭より申立てさせて主君自からは是を試み、巧拙に隨て夫々の褒貶あるべし、尤も學術あるものは或は對策を畫かせ、又は詩歌等を作らすべし、城當番の大番衆などを、急に召出して、或は弓馬鎗刀の藝を試み、又は角力などさせて樂み乍ら親を厚くすべし。

鷹野、猪狩等に出るにも外様士を側近く召寄せ、時宜に隨て勇力、早術等見分さして意氣を勵ますべし。

右の外上下親みを厚くする道、幾許もあるべし、大將たる人、心を用て上下親みを厚くし、君臣合體する時は、吳子か所謂百姓皆是於吾君而非於隣國の風俗となる

べし、如是ならば戦て必勝、守て必ず固からむ勉むべし。

知行割、人数積りの事大略を言ふべし、異國にて是を兵賦と言ふ、兵賦とは知行高を量て人数の總高を積り置事なり、人数の總高を知さるは軍術の根本を忘却したる筋にて是又一つの失政なり、扱兵配賦の本法と言ふは、異國三代の時の井田の法なれ共、當時それ程にはなく共、知行高を考へて人数の總高を豫め計り置事、一國、一郡をも領する人油斷あるまじき事なり、先づ軍士を扶持するに三法あり、然りと雖各土著にあらざれば充分には行難きなり、若し本土着になし難くんば土着の眞似を致すべし、本土着の面々の知行所に住居せしむる故、城下より五里、十里、百里、二百里も隔てる者あり、事不自由なる様なれども面々に家中を多く扶助せしむるには、之に勝れるはなし、吾藩及び薩摩、肥前などは是なり、又此眞似を致すには、俸祿は知行たり共、藏米なり共、夫に拘らず城下續の近在郷に大下屋敷を一つ宛與へて住居せしむべし、此の如くなれば其屋敷に田圃を作て五人十人の家中は養はるゝものなり、此二つは陪卒を多く出させて軍士に充つべき爲めなり、亦一つは小給役人、家柄等の外をば悉く十石、十五石の小給にして皆土着になし、之を給人とも郷士とも言て各作り取にする事なり、是小身の直參を多くして陪卒無し的人数組なり、相馬、大村

等此法あり、何れも軍士を多く扶助するの良法なりと知るべし、扱陪卒ある人数組と陪卒なきの人数組との優劣を論する時は、小祿の直參組を善とする事なり、其故は何程節制宜き人数組なりとも、面々の陪卒を取集むる時は、何となく正整せざる所あり、亦陪卒なき直參組は齊一にして紛々たらざる故、懸引も仕易きものなりと言へり、此故に小給の直參組優れりと知るべし。

右の如く給人郷士も十石、十四、五石にして國中に土着せしむべし、扱國の大小に随つて支城又は居館等數ヶ所もあるべし、其支城居館等に近き給人をば、其所の城附に定て其支配頭には其城を預け置く人を用ふべし。

右の如く家士を在郷給人に仕附るとも、大祿の歴々をば本城下に住居せしめて、第一學校に出精させて、文武及び國事を習はすべし、尤も在郷給人の頭にも別の諸役人にも此輩を用ふる事なれば、在郷へは遣し難し、然る故に在郷へは百人頭、小組頭を遣し置て、組の諸事の世話致さしむべし。

在郷給人は本城下に居る我々の支配頭を能く見覺へ殊に其纏、馬印等を能々心得居べし、是を覺ゆる様にする事は操練にあるなり。

士に大祿を與る事は、其祿に應じて譜代の家の子、郎黨を扶持せしめて、軍役を務め

さすべき爲なり、然るに當世の如く、武士城下に在て奢侈に流るゝ時は、上に言ふ如く俸祿皆衣食住の雜費と成て、家の子郎黨を扶持する事能はず、成程若黨仲間を召抱て軍役の頭數を揃たりと覺る人も間々あるものなれ共、一季二季の渡り者等先途の用に立者は尠かるべし、然る時は二、三百石乃至五百石、千石の輩たりとも一季二季の渡り者を召使、人々大切の場に至らば、其渡り者の大半は落失て、終に主人一人と成べし、是を以て考ふれば、士に大祿を與ふるは益なき事の第一なれば、三十石以上の士の祿を皆減少して押並て三十石宛にする時は與ふる所の俸祿皆軍役の用に立べし、其譯は三百石取の士に缺落せざる家人十人召連よと言ふとも、今風の城下詰にては決して相成らざる事なり、假令物好きなる渡り者一兩人附纏とも主人とも僅に二、三人なり、又一人前の祿を三十石宛にする時は十人にて三百石なり、是は三十石以上の祿を與ふるは只捨るに似たり、然りと雖も數代與へ來る所の俸祿を急に減少する事、第一人情に背いて暴惡の名を蒙るべし、たとひ仕合せたる所、人數只今より二、三十倍にも成事なれば知行割、住所割、組割等は以ての外の騷動なり、且此騷動のみならず、人情驚き怨て、足下より大變災出る事疑なし、扱又此大變騷動

を恐れて其儘差置く時はあたら俸祿悉く諸士の雜費になりて、一萬人扶持すべき知行にて僅五、七百人ならでは扶持せられぬなり、措むべきの第一なり、如何にしてか俸祿も費へず、軍士も不足せず、騷動も不生の術あるべきや私かに憶へば制度を正しくし、法令を嚴にし、儉約を専らにして奢侈を抑へ、世の中の華美を打棄て、淳朴の風となし、人々業を勵み、利を勤る事を教て、諸士をして富ましむべし、諸士富みたる時、能く教諭して面々の祿に應じて家の子郎黨を扶持する術を嚴重に命令すべし、其命令行届て、下に述る割合の心得に家の子郎黨を扶持する時は一萬人扶持すべき割合知行にて相違無く一萬人扶持せらるゝなり、此所を能く呑込て古今の形勢を考合せ、損益して工夫を附る時は當世華奢にして且無頼なる世の中を、古代朴訥の風に復して其上に當世の文化を加へば、諸士直にして恰惻に、實義にして武藝、學問を事とすべし、此の如く命令行届かは俸祿も費さず、騷動も生せず、軍役も不足せずして武術勃興すべし、只事を急に計る時は變生するなり、三十年を期として改革すべし、是を大政を施す大法なり、思ふべし々々、扱士着の様子を知らざる人は家の子郎黨の扶持仕様不案内にあるべきなれば、其仕形の大路を左に述て考に備ふるものなり、近世諸士の風俗は妻を持つ者は只嫡子のみにして二男、三男等は皆他家の養子と

なつて父母の家に住せず、借父母の家にては二男、三男等は他家を繼せて己は別に奴婢を召抱て使ふものとするなり、此故に骨肉の親みは日を逐て薄く成行き、主従の間は出代り者故、行儀のみにして親みなし、古代の風俗は二男、三男等も皆父母の家にあつて奴婢の如く家業を助けて働き、年長すれば妻を持って父母嫡子を助て、家業を營む故、父母の家には別に奴婢を召抱る事なくして人足れり、若くは富家にして奴婢を召使ふも多くは夫婦者にして召使たる故、其子弟皆一家の内に在て上下長幼肩を並て成長する故、其親しみ日に厚し、親み厚き故、軍陣に臨んでも、互に危を見捨てず、一魂に成て進退する故、其働甚強し、是天道自然の人情にして教を待たざる所なり、是家の子郎黨を扶持する根本の大趣意なり、借又主人心懸善くて家の子を二、三人以上扶持するには、一庖厨にては賄難き故、面々に屋敷を興へ、又夫々に知行を取らせて扶持するなり、他邦は不知、吾藩の諸陪臣の知行と言ふ物は、悉く作り取にして足輕は三、四斗より一石位までなり、足輕以上も大略二、三石より二、三十石までなり、此故に一、二百石取の士も大方は譜代の家中を十人も二、三十人も持なり、況んや大祿をや、是吾藩の大法なり、此割合を以て考ふれば一萬の知行を所持したる人にて半分家中へ與ふれば、千人内外は心易く扶持せらるなり、(一萬石の半分は五千石なり)一人前二石

五斗の地を作り取に與ふれば五千石にて二千人扶持せらるるなり、身廻の武具、兵器等は主人よりの支度なるべし、馬を飼ふ事も、田舎に住んで野草にて飼立る故、物入事もなし、此故に主人々々の心懸次第にて、一萬石取者も騎馬の三十も五十も出さるゝなり、此積を以て推す時は、四、五十石を取る士も家の子一、二人扶持する事相成べし、是れ皆土着にあらざれば致し難き次第なり、當世の如く城下に群居して奢侈を盛にする時は、各一年の物は半年にも用ひ足らざる故、家の子杯を扶持する事は思もよらざる事と知るべし、因て憶ふ武術を再興せんと思ふ武將は、家中の大身士の知行替と言ふ事を止めて、永代其地を領せしめ、面々の家の子をも土着させて人數を多くする政を施し、朴納の風を興すべき事、武政の根本なり、左に人數積り、知行割の大略を記す、猶損益斟酌あるべし。

三貫文以下單騎と異なることなし、但し家の子は扶助し又は戦線へ召連る事多少勝手次第なるべし。

馬は自國にては五十石以上は自分馬、他國へ働くには近隣は百石以上自分馬、遠國は三百石以上は自分馬なり、其余は悉く借馬なるべし。

四貫文上下二人但し草履取は無用の者なり、鎗特か若黨を召連るべし。

- 五貫文上下二人、自身は騎馬口取章履取無用なり
- 六貫文下部二人、自身は騎馬右同斷但し鎧持二人は苦しからず
- 七、八貫文の者同三人、自身は騎馬右同斷但し鎧持三人は苦しからず
- 九貫、十貫文、百石の者同四人、自身騎馬右同斷
- 十五貫文同七人、自身騎馬七人前三百文宛與へても
- 二十貫文同九人、自身騎馬
- 三十貫文十人、馬上二騎一騎は子なり家來なりとも乗べし
- 四十貫文十五人、馬上二騎同斷
- 五十貫文二十人、馬上三騎一人前五百文宛與へて三人にて十五貫文なり
- 六十貫文二十五人、馬上三騎
- 七十貫文三十人、馬上四騎
- 八十貫文四十人、馬上四騎
- 九十貫文五十人、馬上五騎
- 百貫文六十人、馬上七騎一人前三百文宛與へて六人にて十八貫文なり
- 二百貫文百三十人、馬上十二騎

三百貫文二百人、馬上十六騎
 四百貫文二百五十人、馬上二十騎
 五百貫文四百人、馬上二十五人一人前三百文宛與へて四百人にて百二十貫文なり
 千貫文は百人、馬上五十騎一人前三百文宛與へて八百人にて二百四十貫文なり

自國の軍役右の割を以て人頭を盡して出すべし、遠國へ働くには大遠、小遠の算あり、大略は二十里に一割引内外なるべし、拵此法を施すには儉を教ふる事第一なれば、先づ制度を立て、法令を嚴にして奢を抑ゆべし、其法百貫も領する者の朝暮の營は當時の十貫程の營に準すべし、兎角費の出る所は衣食住と婦人より起るものなれば、先づ第一に此四つの者の制度を立て、其上に法令を嚴に下し、違背の者をは許さず、定の通り仕置べし、是れ又不案内の者の爲に制度の大略を下に記すなり、然れ共目當なしには言難き故に、假りに五、六十萬石の國の月當を以て書すと雖も、是は制度の極略を記して其趣を知らしむるのみなり、實に制度を立てるに至つては能々考索して一物一事悉く制度あるべし、抑々制度は奢を防ぐ術なり、總て奢は僭所より出る物なり、然るに大名の事物は大名の事物、士、百姓、町人の事物は士、百姓、町人の事物と一物一事悉く制度ある時は、上下尊卑混亂せずし

て費用も薄きなり、之れを制度の大極意と知べし、總して當世の武士の風俗は飽暖に過て逸樂にのみ走るなり、此故に屹度制度を立て奢を抑へ、貧を救ひ、武政を施して能く教諭し、武藝を勵まし、武器を嗜む様に仕向け、其上に時々武器改をなして心懸悪き者を罰し、心懸能きものを賞する時は武術必ず勃興すべし、怠る事なかれ。

法令は上の如く制度を立て置て、何等の制度を破らば何等の罪に行ふべしと、號令を下し置て、違背の者をば容赦なく法令の通りに行ふべし、是法令の趣意なり。衣服の事、是は章服の法なり、天下の章服は暫らく論せず、國持大名以下其國限り其家限りの章服は大將の心次第に定めらるゝものなり、假りに五、六十萬石の國を以て言ふ時は其國諸士の品位を三、四段に分て、何役より何役までは絹、何々より何々では紬太織、何より何々まで染木綿、染紙子以下は縞木綿、縞紙子と定むる類なり、尤妻女の服も夫の服に準するなり、陪臣は紋の大小が染色等を以て相分ち、直參と別ある様に定むべし、是章服の真似なれども儉約を教へ、貧を救ひ、尊卑を分つ事は等の事にて足る物なり、制すべし、但し他國へ勤るには羽二重をは許すも可ならんか、

附、火事具、野場支度の類は革か雲齋木綿の類なるべし、これも章服の意味にて役の高下に因て紋の大小或は色品の分別あるべき事なり、陪臣又其制あるべし。飲食も衣服の如く士祿の大小を三、四段に分て、一汁一菜より、三菜までに限るべし、酒肴も之れに準すべし、古より飲食男女は人の大欲存と言て病の起るも、貧窮するも、武備の弛むも此二つより起るものなれば人々慎むべきの第一なり。

右衣服、飲食の定めは冠婚、喪祭、其外重き饗應並に他所外人の會と雖も此制度を破る事なかれ、破る者は罪すべし、一事破る時は萬法皆弛むものなり、慎べし。家作も上の兩條に準して或は門或は玄關、式臺或は瓦葺、色壁、張付、障等の制度を定むべし、婢女を召使ふ事も家の子の妻女等を召使ふべし、外に婢女として召抱る事なかれ、但し子孫の爲に妾を召使事は格別なり、然しながら大祿福有のものたり共妾一人に限るべし、尤三年まで子なき妾は召置く事勿れ、勿論子孫繁多の者は妄りに妾を召置事を禁ず。

大小高下を言はず、刀脇指の拵並諸器物の飭金具等に金銀赤銅類を禁すべし。青漆、鋌打等の女乗物或は純子、天鷲絨類の挾箱、油筆等は、大祿福有の物たりとも用ふる事を禁ず。

冠婚喪祭等一々制度ある事なれ共繁多なる故茲に筆せず先規を鑑て定むべし、但し冠婚には親戚、朋友心を用て贈物あるべし、病難と喪祭には多少に拘らず金銀錢を贈て病家を訪ひ、喪祭を助くべし、旅立の鹽又然り、必飲食の物を贈る事勿れ、是古の制なり。

右重立所の制度二、三を擧て示すなり、精細に工夫を加へ、損益斟酌して定むべし、偕右の如く土着と制度とを願ふ事は、武士の奢侈と柔弱とを止度故なり、尊氏卿の遺訓にも數代京都に在職せば公家風に移て武風を取失ふ事あるへし、此事忘る事勿れと戒め給へり、又應仁以來亂を避けたる公家、上臈、大内家に取入て其家風を華奢に移して大内家滅亡に及べり、是等の事を思へば寒心すべき事故、土着制度等の事を述て奢侈に習ひし人々に再び質朴の姿を知らしめん事を願ふのみなり。

土着制度等の事は徂來、春臺等の諸先生類に述べし所なれども、説き様の拙きか聞き様の悪きか又改革の變を恐るゝにや誰一人土着の風を起したる候もなく、制度を立定めたる人もなし、然るを今又小子之れを述ぶるは贅と言ふべし、其贅なるを又述ぶるは人をして土着制度等の大意を知らしめ漸々、其風を起さば上にも言へ

し如く三十年の間には遂に行はるべし、之れ行はるれば武門の大慶是に過たるはなしと思ふ故、強て人に示すなり、小子が贅言なれ共日本の武を敦くする術斯にある哉。

第十四卷終

海國兵談 第十五卷

馬の飼立、仕込様附騎射の事

昇平愈々久ふして華美愈々盛なり、華美盛にして士風懦弱なり、而して後、武藝地に墜ちて古儀を忘却せり、就中馬は武士の足なり、能熟せずんばあるべからず、當世は世の中の華美に習つて馬の飼様上品なる故、第一に馬弱し、最も乗人も其眞味を會得したる人少なし、當時も諸大名の家々に、軍定あつて人々馬を持てる筈なれども、定めぬ如く持つ事能はざるは華美に引るゝ故なり、愈々思ふべし、此下條に馬の天性と昔武士の馬を持易かりし譯とを記す、是を見て往昔を知るべし。

馬は元來山野の獸なり、野草喰ひ、水をのみ、風雨を承て生を遂ぐるものなり、此心持を吞込て野草にて飼立たる馬は形容は枯瘦して見苦しけれども、人を負ふて馳驅する力は天然にして馬の持前なり、此所を會得して飼立る時に、當世の如く諸事に物入事なくして人々馬を持易しと知るべし。

古は小祿にても武士とさへ言へば馬をは必ず持し事なり、最も持たるゝ理由あり

しなり、其理由と言へは段々述べし如く土着なり、土着なる故秣に事缺く事なし、時々糠大豆、麥稗等を飼事も手作物なる故、物入事もなし、爪髪、四足等も手自らする故、別當口取等として別に人の入事もなし、此の如くなる故小祿にても馬を持しなり、當世も百姓を見るべし、僅に田畑の四、五、六、反も所持の者は馬をば心易く持つなり、是土着なるが故なり、又古の軍役に六貫一匹と定たる事あり、六貫は今の知行にて六十石程に當れり、是程の小身にても馬をば必持ちしなり、當世は六百石にても馬を持事難し、其理由は段々と言へし如く、武士たる者、皆知行所を離れて主君の城下々に住居する故、人の集るに隨て萬事華美になれり、其華美に習て馬を飼事も大に古儀を失へり、又近世は馬役と言ふ者出來て、代々の家業にて馬の事を司るは、世上一統の風俗なり、然るに彼の馬役と言ふ者飽まで風俗の匹夫なる故、古儀等は夢にも知らず、只當流の馬場乗を致すのみの事なり、然る故に、たゞ口向、足振を大秘訣と心得居るのみにて皆武用の眞法を失ひたるなり、又人君執政等も俗人多ければ弊流を改る志もなく、馬の事は彼馬役に打任する故、自然と馬役等へ威權付き、何知らねども其言ふ所を人々用ふるなり、畢竟武術衰微して武藝を技藝者に任する故、此の如き事に成果たり、儲馬は武備の根本なり、然る故に異國にては千乘國、萬乘國等と言ふて車

馬の數にて該侯の大小を定めたり今幾萬石といふか如し、又大司馬と言ふ官も總大將の事なり、然るを總大將と言はず、大司馬と言ふ事も、馬は軍勢の根本なる故、兵馬を司る役と言ふ心にて司馬と言ふなり、日本の古も左右の馬頭在て、左右の馬寮を司れり、是則大將に次ける官にて甚重き職なり、中々當世の馬役の如き凡卑の役に非ざるなり、これ皆馬を重するが故なり、此の如き大切な馬を凡俗卑陋の馬役に任せ置ては物の用に立難し、心ある人君は執政法を古儀に取て如何様にも工夫付け、乗方を制定して馬を教置べき事、大人は言ふに及ばず、總て馬を持つものの慎なるべし、先づ當世の馬に十六の缺處有る事を知るべし、之を知て教を施さば馬術の用を失はざるに近からんか、一には平生責馬の法大に拙し、責馬は毎日乗るを良しとす、四の乗様あり馬場乗、大遠乗、當物、乘廻、二には平生上食に慣らす故、偶々食を飼へば食はず且瘦るなり、三には遠乗を仕込ざる故稀に遠乗すれば早く血下り、或は息盡き或は食はずして用に立たず、四には平生口を取らせ鎧を押へさせて乗下りする故、獨乗をすれば馬動て乗難し、五には平生風雨寒暑に當らざる故、是を犯せば且疲且病む、六には平生山坂を乗らざる故、羊腸の道に苦しみて疲る、七には騎射を教へざる故、偶々弓、鐵砲、太刀打等を馬上にて施せば、驚き駈出すなり、八には鳴物に馴れざ

る故、音響に驚き易し、九には目立物を見習はせざる故彩色、異形に驚く、十には水馬並に船に不熟なり、十一には糠、大豆を多く飼て肥過る故、早く汗し早く疲る、十二には平生沓を掛て乗る故、偶々徒足にて乗れば足裏を痛て馳驅不自由なり、十三には平生同居同食を教へざる故、馬同士近寄れば咬み蹴りして騒く、十四には牝馬を見慣れざる故稀に牝を見れば揚躍す、十五には溝、堀、切、岸等を飛び越ゆる事を知らず、十六には馬甲の額を見習はせざる故是等の物を施す事能はず、馬甲は軍用第一の馬具なれば別して忘却あるまじき事なり、總て此十六は當世の馬の缺處なる所なり、武を以て任ずる人、犬、小、高下を言はず服膺すべきこと共なり。

これより十六の仕込様を記す猶考ふべし又近世馬乗の家に軍馬傳と言ふ事出來て、是を大秘訣として起請に起請を重ねて相傳す、甚だしきは公義に達し、廣原に幕など打廻して相傳するものあり、如何に世の中武術陵夷したればとて是程可笑き事はあるまじきなり、恥づべし々々、少しく武術に眼を附る時は別段に軍馬の傳と言ふ事も無用の物なるべし、古戦軍記等を多く見聞して、昔士の馬を自由自在に取廻したるを手本にして損益了簡あるべし、義經の鶴越を下ろし又は渡邊にて海を泳せ又新田義宗、足利家を追て坂東道四十六里(七里半餘)を半時に追付たる所業等良き事なり。

師範なり、此心持を基本にして、面々數寄次第物の用に立つ様に仕込置べし、始より段々言ふ如く馬は武士の足なれば慎むべき事の第一なり、忘るゝ事勿れ、馬を仕立る事二法あり、一は牧材を設けて野子を仕立るなり、一は厩子なり、二法共に行るゝ事なれば、今新に其説を説ぶるに及ばざるなり、只國の寒暖に因て少しく手當の相違ある迄の事なり、偕又一國一郡をも領する人は自國にて馬を仕立度事なり、左傳に(僖公十異産に乗たる事を譏りしにて知るべきなり、異産とは他國の馬の事なり。

當世の馬場乗は古の庭乗の遺法なり、前にも言ふ如く、古の武士は皆達者を本として、やたら乗を第一としたる事なれ共、饜應或は慰さみの爲等に貴人高位の前にて乗時、やたら乗にては其様見苦敷、其質野鄙なる故、庭乗の式を乗る事も、武士の嗜と致したる事なり、本間孫四郎馬場殿の庭上に龍馬を乗たる事など考ふべし然りと雖も當世の如く一概に馬場乗のみを馬術と心得たるには非ず、やたら乗を本として餘計に式の乗形をも學び置きし事なり、是馬場の順道なり。

馬場乗にも當世の仕形は其一を知て其二を知らざる所あり、其理由は口向、足振のみを第一として當物の術、甚疎かなり、然る故に馬場乗に於ては好上の馬も物に恐

るゝが故に、途中を乗ること能はざるもあり、これ平日當物をせざる故なり、これ其一を知て其二を知らざる所なり思ふべし。

馬は天性驚き易き物なり、此故に敬馬の二字を合せて驚の字を製したり、其意味推して知るべし、上にも言へる如く、口向、足振は何程見事にも物に驚く馬は物の用に立難し古今馬の物慄るゝに因て害を受たる例多し慎むべし、以下馬の乗様十六條を記す、よく熟讀玩味して眠を醒ますべし。

當世細く長き地面を馬場と名付て馬を乗る所とすれども、是又眞の馬場と言ふものに非ず、眞の馬場は狭きは方六七町、大なるは方百町にも構置て馬のみに限らず、人馬器械を備て練兵する所とす、これ眞の馬場なり。

馬場乗は上にも言へる如く、庭乗の遺法にて馬に行儀を教ふるまでの事なれば、當世流の馬場にては事足るなり、先づ其乗様にて口向、足振を大切にし、馬に振を付て行儀を教へ置くなり、但し多く乗る事勿れ、只馬の行儀を崩さざる爲め計りに少しづゝ乗り置くを良しとす。

二には遠乗なり、是は近きは三、四十里より、遠きは百里、百五十里も乗るべし、此の如く遠乗しても馬の疲れざるを至極とする事なり、是には五段の息、三段の汗、又此外

に走足、躍足、千鳥足、鹿子掛等の足色あり、また息合薬も數法あり、精密なる事の様なれ共、屢々乗れば是等の事も自然に會得せらるるなり、其證據は古代文盲なる數萬の荒武士共にても何ぞ各右數件の吟味に至るべきぞ、是れ只屢々乗て、乗覺へたるまでなり、外に秘訣なし、只乗る可し々々。

三には當物なり、これは彼の大馬場に於て旌旗、金鼓、甲冑、弓銃の類は言ふに及ばず、披身の刀物、松明等その外異類異形の物まで一面に立列へ、乗人も甲冑を着し、馬上にて弓銃を發し、太刀打、鎗打等をなすべし、是教馬第一の義なり、此の如く教へ置く馬は軍用の馬のみに非ず、平生の乗馬も右の如く仕込置べし、是れ馬に乗者の慎みなり、是を眞の騎射騎術と言ふなり、僖公二十八年虎の作物を陣前へ押出し、敵の馬を驚して踏破りたる事もあり慎むべし。

四には乗廻しなり、是は早足に乗らず、地道に乗て三、四、五十里を乗廻し、馬の氣を養置く事なり。

五には大風、雨雪等又は大寒暑の時節、終日乗廻して此の如き惡天氣に馴らし置くべし、平生箱入に仕込置たる馬を俄に是等の惡天氣に當つれば忽ち疲れ、忽ち病むものなり。

六には山坂羊腸の場所を乗廻して悪道に馴らし置べし、必ず平場のみ乗る事勿れ。七には騎射を能々仕込置べし、然しながら當世流の騎射には非ず、第三段目に言へる如く馬上の荒技アラキの事なり、當世流の騎射の事は下に詳に述ぶるが如し。八には貝、太鼓、鑼、鐘、喇叭等其外種々の鳴物を馬上に打ならして馬の耳を馴らし置くべし、阿蘭陀流は鐘、太鼓をも馬に仕付置て馬上にて打鳴らすなり、また日本の古も旗持は馬上にて旗を持しなり、今も朝鮮は馬上旗なり。九には甲冑は言ふに及はず、旗、指物、母衣の類又は拔身の刃物及松明等を馬上に振立て馬の眼を馴し置くべし。十には川渡し、水馬等を仕込むべし、尤船に乗せて水上を行返し、或は船より水中へ追下して船に引添て泳がする事等も教ふべし。十一には中肉に飼立べし、肥過る時は早く汗し、早く疲る、遠乗に損あり、必ず十分の肉にする事勿れ。十二には平生徒足にて乗るべし、杓を掛けて乗馴す事勿れ、松前は藁のなき土地なる故馬に杓掛る事なし、其地寒國の石地なれ共、足裏を痛むるとなし、是れ石に馴れて足裏堅硬になりたるが故なり、平生岩石山に働く人の足裏は土踏すすまで皮の厚

きが如し強て足裏を痛まは金履の傳あり其方左にあり

五倍子、十冬、鐵屑、十五冬、胡粉、六冬、山藥、七冬、此四味を細末にして、鐵漿を以て膏藥の如く煉合し、爪裏へ張るなり、明日乗るには今宵張て杓を打置なり。

十三には平生同居同食を仕込置くべし、當世の馬は此慣習なき故に、馬同士近寄れば咬み蹴りして騒ぎ、大に不自由なる事なり、上の如く仕込み置く時は軍中等にては五疋も十疋も一つ厩へ追込置くことを得て至極便利とす。

十四には牝馬を見馴て牝に近付ても揚躍せざる様に仕込置べし、當世の馬は一向に牝を見馴れざる故、稀に牝を見れば揚躍す、甚不便利なる事なり、又古は和漢共に牝を乗る事に用たる事諸書に見ゆ、今も相馬家の武士は牝に乗る者多し、是古來の遺風なり。十五には溝、堀、切、岸等を飛ぶ事を教へ置くべし、平生教へ置かずして、事に臨んで急に飛ばんとする事は決してなし、難き事なりと知べし、阿蘭陀の乗形には堀を飛ばせ、土手を越へ、又は馬を立て寄する事等を仕込置くなり、精しと言ふべし、是れ又仕込置て損なき事なり。

十六には時々馬甲を着して遠乗すべし、是れ又平生見習はせざれば着たる馬も驚き、傍の馬も驚くものなり、總て馬甲は軍用第一の馬具なれば武備あるものは心懸

て製作あるべき事なり

右十六箇條は教馬第一の儀なり、必ず小子が杜撰にあらず、武を以て任ずる人怠る事勿れ、以下、馬に付ての二三を記す工夫を加へて仕込むべし。

當世馬を勞はる事を第一として二日隔、三日隔に少しづゝ馬場乗を致し置く故馬、氣隨にして手に入り難し、上に言ふ如く、四則を立て毎日乗り附る時は、馬の氣和いて乗易し、古老の物語に馬は飼殺、乗殺子弟は教へ殺せ、呵り殺と語れり、卑諺なれ共道理に近し。

古來和漢共に相馬の説有て色々六ヶ敷事なり、先は五性、十毛、相性、不性等の説、又は旋毛、齒牙の評論様々あれ共、詰る所は文の過ぎたるにて、さのみ武用に拘る事ならざる故高貴の人は物數寄次第なるへし、平士の馬は強て是等の吟味に及はざる事と知るべし、只腕、爪の強きを貴ぶに極る事なり。

古昔戰場にて或は敵を馳け破り又は川を渡す時などは強き馬を前に立つると言ふも、或は不憚の馬又は牝馬等多き故なりと知るべし。

當世は肥膨れて毛艶、美馬にあらざれば、武士の乗らざるものと思ふは以ての外の僻事なり、初にも言へる如く手飼の荒氣馬に乗て少しも用の缺くる事なき故外見

を恥る事勿れ、古代頼朝卿の池月、磨墨、義經の太夫黒、高時の白浪杯とて事々敷評判するも傍の毛艶悪しく瘦形の馬と競へ見る故、名馬の稱も一際強き事と思はるゝなり。

馬に三等ある由、武備志に見得たり、能く高峻を上下するあり、能く敵陣を踏破るあり、遠路に疲れざるあり、此三等を能く試めし置て夫々に用ふべき事なり。

水を泳くにも馬に巧拙あり、能く試し用ふべし。

世の奢に連れて人々三四歳の若馬を好むなれ共、若馬は武用に詮なし、武士の馬は六歳以上を善とす、五調は筋骨強く、心神も定つて用ふるに堪へたり、武を嗜む人必ず若馬に乗る事勿れ。

熊澤了介の説に武士の馬は口の強きを善とす、平生は強口を外して乗廻し、川を渡す時などは、得手の強口へ引懸させて渡る時は一手際能く渡るなり、此故に士は馬を上手に乗るに非ざれば叶はざる事なりと言へり、小子按するに此説甚だ善し然りと雖も、上手は少なく下手は多き事定りたる事なれば、自己の藝の程も計らずして一筋に強口の馬を善しと思ふ事は僻事なるべし、又或人の説に戰場への乗馬は少しく不憚なるを善しとす、其故は憚強にて進み過るを引止々々乗行くは其様見

苦くして且勢ひ抜ける物なり、又不憚にて走る事遅き馬に鎧を入れて誘立又は鞭等を加へて進み行は見榮して且勢ある物なりと古老の物語を聞覚えたりと語れり、左もあるべき事なり、然れども上手にして強馬を自由自在に乗こなすには知らず、此二つは人々自己の藝次第心に任せて用ゆべき事とは言ながら足の代りにする馬なれば丈夫を心懸べき事なり。

古來乘尻の達者と言ふも手綱に便らず、鞍にて押廻して馬を自由自在に乗こなしたる事なり、此故に乘尻と言ふなるべし、今は手綱の釣合を第一と乗る故乗手の上手と言ふべきか、是小子が臆断なり。

昔武士の馬を取扱ふは前に口取と言ふ者もなく、自身取扱て當世の馬子^{コウマ}等が馬を自由自在にするも同様なることにして、或は乗り、或は牽き其扱甚粗略なれども馬をば能く使ひこなすなり、當世の武人は馬場にて馬を乗事上手なるも、馬を扱ふ事は無術の馬子に及ばず、是れ華侈に習て、武士の荒氣なる風俗を取失ひたる故の事なり、乗るは乗りても扱ふことを知らずと言ふは、其一を知て其二を知らずと言ふものなりと思ふべし。

厩は氣の漏るゝ様に拵ふべし、馬は熱物なる故氣洩れざる時は病を生ず、但し氣を

漏すとして寒くせよと言ふにはあらず、吳子に冬の厩を暖かにし、夏は廂を涼しくすと言へり考ふべし、唐山、和蘭陀等にて馬の鼻を劈き、鞞丸を去る事あり、是れ息を永ふし、馬を強くする術なり、是を驢法と言ふ、甚だ良法なれども、日本古來より此法無くして千軍萬馬の功異國に劣る事なし、是を以て今更驢法を羨むべきにもあらず、只珍敷説なる故、こゝに記して初學の人の見聞を助るのみなり。

軍中又は遠乗等には四方手へ附る者あるべし、動搖せざる様にすべし、動搖すれば馬疲るゝものなり。

馬に飼物は野草、藁等は言ふに及ばず、葛萩の類又は苦味なき木の葉類何にても可なり、手に當り次第飼ふべし、食ふ間敷物をば自ら喰み出して食はざるものなり、又河海の水草を飼たる事も有るなり、菰等、別して好し。

夜も當世の如く寢藁を厚く敷き蚊遣等を焚て寢せしむる事甚だ謂れなし、夜も張立て睡らせ置くべし、四五日に一度も僅に轉びを打せて可なり、兎角寛に寢せしむる事は好まざる事なり、且又四足も平生は水洗足に仕附け置くべし、只爪根、爪裏を心を用て洗ふべし、是も四五日に一度上湯にて大肩より洗て可なり、又流川に四足を浸す事、湯洗足に優る事あり、又血下りたりとて休め置く時は愈々血下りて足不

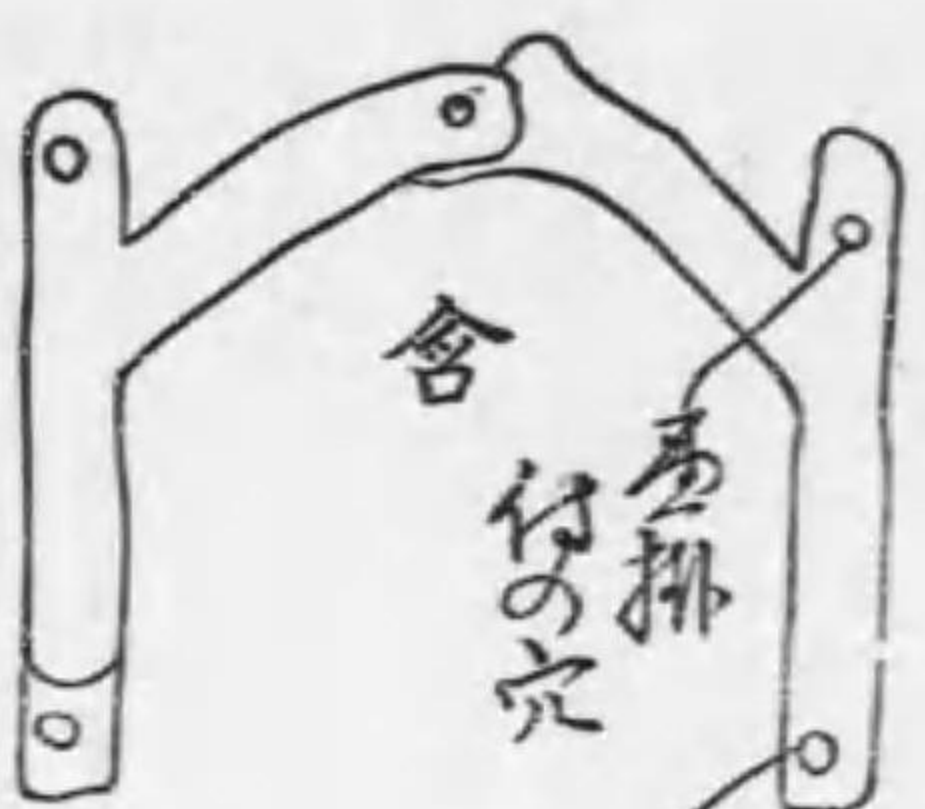
自由になるものなり、血來らば愈々油斷なく乗べし、但し保養のために乗事なる故、心を用て乗るべきなり、夜目をば毎日焼くを良しとす、怠る事なかれ兎角世に連れて馬の飼様も華美に成りたれば、夫を破て懦弱に落入らぬ様に飼立る事肝要なり、此心得にて飼立る時は馬は丈夫にして能く人を助け、人は物入少くして馬を持易しと知るべし。

筋切の事甚だ慎むべし、元來馬形を取り繕ふて高價を食るは馬商人の致す仕業なれば、武士たる者假にもなす間敷事なり、足の筋を切りたるは、上り下りの坂道に苦み、尾筋を切りたるは水を渡す時鞞外づる、事ありと言へり、何れにても武用に害ある事なれば、武士たる者誓て、なす間敷事なり。

鞍も今の制は古法を失へりと思はる、古制の鞍を見れば前輪大きくして高く乗間甚廣し、今の制は、これに反せり、何れも戎服の鞍と常服の鞍と差別あるべし、猶縉紳家に求むべし、又皇都に石井家あり、東都に伊勢、辻の二氏あり、問て精詳を致すべし、馬を持者は少く療養の道を知べし、然りと雖も深遠の術を苦み學ぶには及ばざる事なり、唯血を刺し、夜目を焼き、或は虫氣、腹痛、打身、挫き等の薬を知て足るべし、是又馬を持てる者の嗜なり、卷末に倉卒に備ふる薬の方二、三を記す、猶閑暇の日學び置

くべし。

安永乙未年、小子崎陽に在て多く唐山、和蘭陀等の人に面接す、其中和蘭人の御を善くする、アシント、ウエルレヘイてふ者に對話す、彼が數說の中取るべき事とも有り、一つには馬は前高に非ざれば乗難し、今又日本流の乗様を見るに馬を前馬にせんため、鞍より引立て又は手綱にて口先を引上げて乗る、しかし、是は上手にて手鞍も利く人の乗たる時は向高に成るべきも、手鞍弱き下手の乗る時は持前の向卑くになりて乗惡し、是は馬を向高に拵へざる故なり、和蘭陀流は馬を向高に拵置く故小兒を乗らしむるとも前下らすと云ふ、偕其拵様は二歳の時より既に置て、草を喰はしむるに馬の首より高く格子を構へ、其格子の中に草を打込み置く時は、馬は彼の草を喰ふんとし、伸び上り々々草を喰む故、成長に隨て何時となく向高になるとなり、又曰く向高に致す可き爲に無理に向を引立てる時は口先計妄りに上る、口先妄りに上る時は馬の氣離れて物に驚き易く其上、足下見得ざる故躓く事多し、和蘭陀流は首をば高く持せて口先をば下げて北斗をしめ置くなり、北斗を締むる事奥羽の俗にひげを付る事言ふなり北斗を締むる術は轡の制に在り、斯の如く仕込めは氣止て物に驚かず、足下見へて躓かずと言へり、奇術か。



手綱付の穴

含を山形にして横にあく也

仕かけて手綱を引しむれば含

先下りて舌を押故北斗をしし

め口をもむすふなり



右の轡、閑暇の時製作して試むべし、能く口を結ぶなり、小子は是を見たり。

總て馬上の組打、其外達者の働をするには、鎧を沓張て、立揚らざれば仕難きものなり、然るに當世は鞍を張り、馬をせり立て歩交する事を第一として、馬場乗のみを稽古する故、鎧を短く掛て乗れり、是は武用に甚忌む事なり、其譯は短き鎧に乗り、立揚て働けば、鞍間透て踏固め難く、己が體、前か後に弾んで打反るものなり、試めし見るべし、又古戦物語等に、歩武者をば鎧の鼻に當倒すと言へり、これ短き鎧にて仕難き働なり、今も朝鮮人、和蘭陀人等の馬術は何れも立鞍なり、又蜀の玄德も服に鞍づれ附たり言へりと、是皆長鎧の證據なり、今も馬術を勵む者、短き鎧に乘事なかれ。初より段々言へる如く、當世は走りを追て、矢を發する事をのみ騎射と心得たる人多けれども、古の騎射と言ふのと差別ある事なり、古昔騎射の達人と言ひ又は馬術上手と言ふは、馬上に弓を射るのみに限らず、總て馬をば己が足の様に心得て、峻岨山坂と雖も馬より下る事なく、溝を越る堀を飛ばする事甚自由なり、其弓射る體を見るに、弓手の敵を射るは勿論なり、馬手の向筋違をも射、又後を向いて敵を射たり、借矢種盡さるが或は敵近けば弓をば納めて、太刀打を致し、又は引組て己が鞍壺へ引付なごしたり、是を馬術とも騎射とも言ひしなり、借今の騎射は古の流鏑馬の遺

風にて式の騎射なり、只神事、饗應等に用ふるのみにして敢て武術とは言難し、其事の起りは古代所々の神事、祭禮に神勇のために社人、神主等の射たる事なり、然る故に今も古き神事には皆流鏑事あるなり、是當世の騎射の濫腸にて騎射と言ふ名目は同じ事なれども、式を本としたる射形なる故、武術の騎射と其態に精粗剛柔の差ありと知べし。

古代の騎射は右に言へる如く悉く達者なりし事も古は都には鼓吹司、國々には軍團ありて兵馬の働を教へ、又犬追物、牛追物、或は戯道等として人馬の大足場揃度々ありし故、其氣風天下に周くして、諸國の武士皆馬術に達し居たり、これこそ眞の騎射と言ふべき事なり、當世とても各祿に應じて養ひ置く人馬なれば、右の心持に仕込み置き度事なり、總て此一巻に述べし如くに仕込みたる馬を、無事大平の用に立る事は仕易し、又當世は馬の如く華侈に習ひて騎術其外荒氣なる事に馴れざる馬を俄に荒事及び戰場等に用ふる事は決して相成らざる事なり、只兎にも角にも養ひ置く人馬なれば上に言へる如く仕込み置いて不慮の用に備へ度事なり、是を武備と言ふ、邦君執政忘却あるべからず。

右馬術の教説は二百年來昇平に生れて俗習のみ傳授ありし馬乗の輩は、一々不得

心にて却て此説を以て馬術を知らずと言ひ、或は狂氣亂心の所業等と實に思ふ人もあるべきなれ共、夫はそれにて俗習の固まりたる凡夫の上には尤もの事なるべし、然しながら尤なりとて不決斷を生じて彼の凡夫の輩に任せ置いては物の用に立難ければ凡夫は凡夫にて吞込ませ様あるべし、馬は馬にて物の用に立様に仕込むべき事又此上の決斷にして肝要の又肝要なる事なれば邦君の明斷、改弊の經濟、武徳の活潑を仰く所なり。

急用馬薬の方左の如し

牛馬平安散 不食腹痛

烏梅、黃柏、甘草、楊梅皮各三、莪朮各十、三稜各十、大黃各十二、右細末梅干の肉を水に摺り立て一度に五匁用ゆ、又右の薬方を一帖五匁程に調合し梅干三つ入て水煎し用ゆるも好し。

人虫丸 打身、五淋、小便閉、糞詰、

人虫二、龍腦兩、活蕒根兩、草撥兩、甘草一、水銀二

右細末米糊に鹿角菜を和し、龍眼の大さに丸め、葛粉を衣とす、打碎て飼ふなり、飼汁數品あり其法を用ふべし。

筋病に「ごくだみ」の煎汁打身に赤地利煎汁。

尿閉に木通の煎汁

大便詰に榧の木の汁と「ニワトコ」の煎汁。

息切には黍芦人參煎汁。

足痛、

活蕪根、カラムシの根、芥子。

右三味等分食鹽少し加へ、痛所に傳くべし。

脊摺れ。

松魚焼、黃柏、烏賊の魚甲、

右等分細末し傳く。

摺り疵。

牛皮、犬頭

右黒焼細末胡麻油に和し傳く

血下りたる時の塗藥。

からし、野からむし、かはらけ、鹽。

右等分細末醋に和し足に摺付く

内羅藥。

人參、茯苓、乾姜、陣皮

右細末酒を以て七八夕宛日に二度用ゆ病癒るまで用ふべし。

糞詰

牽牛子各一、大黃各一、射干各二

右細末にし鉛或は鐵漿を以て七八夕用ゆ、また水煎にして服するも可なり。

寒氣中不食戰慄等に用ゆ

白茯苓、木香、茴香、乾姜、柴胡、前胡、村立各三

獨活、白朮、蒼朮、葛粉、羌活、黃柏、楊梅皮各二

川芎、陣皮、白微各一

味増少し加へて水で煎服す。

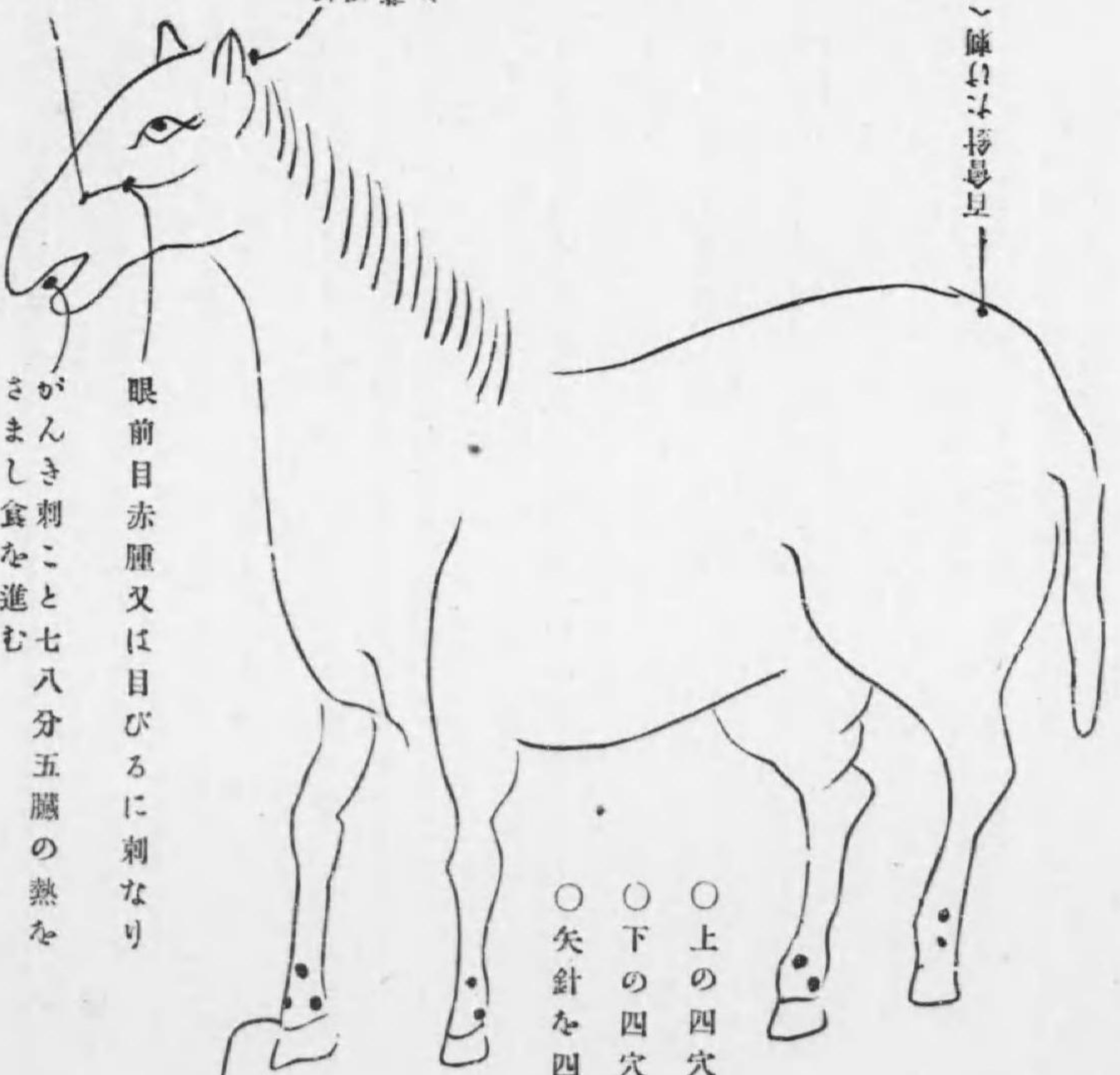
刺法大略

申抄指して二種置用之即して腫りて移り且

刺法大略穴所

麻繩針指して二種置用之即して腫りて移り且
即して腫りて移り且

一ツコト腫るハモウカ



- 上の四穴をテイモンと云ふ
- 下の四穴をテイトワと云ふ
- 矢針を四穴の針と云ふ

眼前目赤腫又は目びるに刺なり
がんき刺こと七八分五臓の熱を
さまし食を進む

芝引クジキニよろし

右數條は急用療馬の大略なり、其病重きに至つては伯樂家あり其場所に因て馬を捨る事もあるなり、時宜によるべし。

第十五卷終

第十五卷 馬の飼立仕込様附騎射の事

海國兵談 第十六卷

略書

文武は天下の大徳にして偏廢すべからず、禮樂、刑政、總て國家を經濟すること文に非ざれば程よきこと能はず、暴逆を討伐して國家の害を除くとは、武に非れば叶ひ難し、夫國家を經濟するものは、刑を設けて非を禁ず、蓋し兵は刑の大なるものなり、此故に先王屢々兵の事を言へり、又湯王商を興し、文武周を興す、皆能く武を用ひたり、我神武帝初て一統の業を成して人統を立給ひしより、神功皇后三韓を臣服せしめ、大閩の朝鮮を討伐して今の世までも本邦に服従せしむる事など、皆武術の輝ける所なり、然るに物本末あり、文は武の本なり、文を知らざれば武の本體を會得し難し、近頃今川了俊が不知文道而武道遂不得勝利と言へるは文武一致の趣を吞込たる言にして俗見の上には殊勝なり、抑も兵に二つ有り、國家を安する爲に兵を用ふる者あり、利慾を恣にする爲に兵を用ふる者あり、夫れ亂暴の者出で民を惱まし、國家を動亂する時は、兵を出して威武を示して暴客を討伐し、國家の害を除く、こ

れ政の爲に兵を用ふるなり、其外一揆の徒出て干戈起る事あり、或は恨に因て不意の軍を起し、又は外國より來り襲ふ事もあり、總じて不慮の動亂あるが爲に平生武を忘れざるは國家に主たる者の慎みにして是兵の正面、武備の真中なり、故に司馬法に「天下雖安、忘戰必危」と言へり、是を以て思へば武は天下の大徳なる事必せり、此趣を吞込で各其祿に應じて備を弛めざるを眞の武將と言ふなり、亦利慾を恣にして人の土地を貪り、或は私の恨に干戈を動かし、或は人の富貴を羨みて妄りに兵を出し、徒に人を殺戮し、國家の患をなす、是を國賊と言ふなり、此二を能く會得して國家に主たる者、武の本體を失ふべからず、武の本體を會得するには文に因るべし、文は書を読むを本とす、廣く書を読む時は和漢古今の事情に達し、損益得失を吞込む故、誰傳授するともなく、自然と文武の本體を會得するなり、是れ小子が杜撰にあらず、和漢英雄の教訓なり、此理に因て思へば一國一邦にも主たる者、文武の道に暗きは尸位素餐と言ふ者なり、慎むべし。

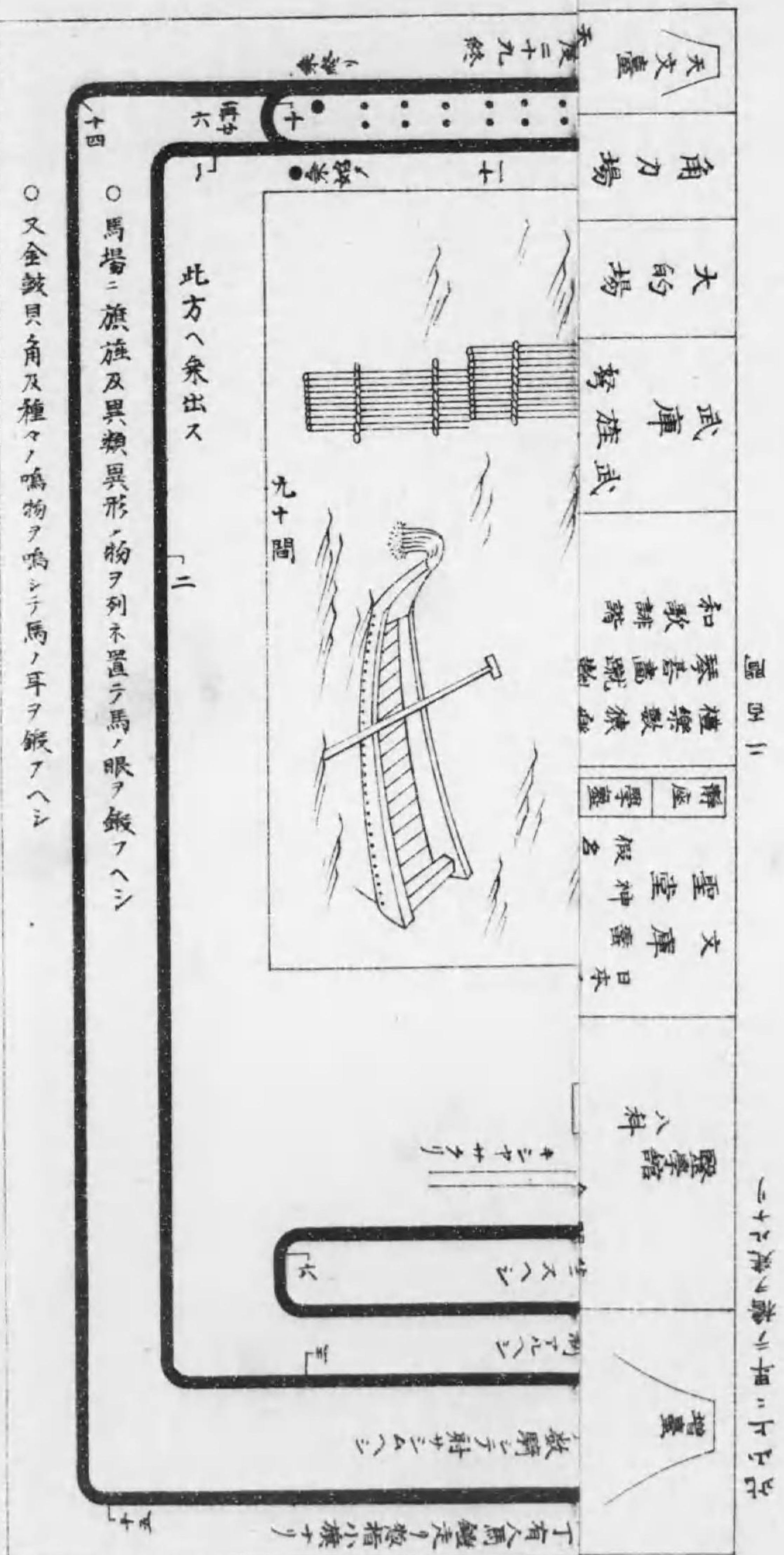
上にも言へる如く人主たる人は臣下に文武の二つを教ふる事職分の持前なれども、其職分を知れる人主少し、其上異國にて文武講習の物語又は本朝にて淳和獎學鼓吹司軍團を置いて、文武を教へられし物語等は屢々演説しても皆昔の事に聞流

して、これを當世に用ゐる施して、備をなさんと思ひ立つ人主は曾て無し、其譯は幼主に文武の二つを教ふる父君と家老となき故、其成長から各其幼主の物數奇次第にて或は遊び好きになるもあり、武藝好きになるもあり、詩文好きになるもあり、茶好きになるもあり、狩好きになるもあり、勤嫌ひになるもあり、國政嫌ひになるもあり、て各面々吾々なり、初にも言へる如く物本末あり、人主の本末を言ふ時は文を學びて國を治め、武を張て國を強くする事、本にして茶の湯、田獵等の雜事は末なり、然し此末のみを知りて本を知らざる様に仕立る事は父君と家老との過にして悲しむべきもの第一なり、末の雜事を行て樂むも、至極の惡行と言ふにもあられども、初に言ひし所の尸位素餐の類なれば先づ本を拵置て末の雜事を玩ふ様に在り度事なり、此物語は武政の主意にして存亡の係る所の譯なる故、茲に是を記すなり、人々能く本末を辨すべし。

右に言ふ鼓吹司軍團等の事を當世に施し行ふとて、さのみ六ヶ敷事に非ず然れ共吞込まざる時は異國の辟雍、泮宮等の圖式に泥むて其建立甚だ六ヶ敷成り、終に止む事もあるなり、柱に膠すと言ふべし、偕文武の教習さへ能く行届けば大主意は立事なれば其國祿に應じて手軽く建立すべし、文武の成、不成は其主の世話の届くと

不届とにある事なり、能く吞込べし、今も大名の國々に練兵堂(尾州)清雲寮(備前)時習館(肥後)明倫館(長門)稽古館(筑前)等の學校在て、各文學のみに限らず、武藝を講じて文武を臣下に教ふるなり、只其講習の事淺臺にして十分ならざるも、一向に其形もなき國より見れば勝れる事甚だ多し、若し人有て學校を建立すべく思はば下に圖するが如く普請すべし、然れ共是又一途に泥む事なかれ國祿の大小に因て爲すべし、左に圖する文武學校は初より段々言ひし如く五、六十萬石の國の形勢を以て圖する所なり、然りと雖も是は定式の無きものなれば損益廣狭は心の儘に致さるゝ事なり、只其趣意さへ失はざれば三萬石の國と雖も建立せらるべし、況んや其上なるをや、只返す々々も一圖に泥む事勿れ。

附學校の事に右に述ぶるが如し、此意を推及して一家の内にして子弟を教ふる事も亦此趣意を以てすべし、斯くの如くならば上大將より下庶民に至る迄、皆文武兼備の趣を吞込んで、其國柄其人柄當世に十倍して目出度事此上もなき事なるべし、是は大將一人の胸中に在事なりと知べし、文武兼備大學校の圖左に出す。



○馬場ニ旗旗及異類異形ノ物ヲ列ネ置テ馬ノ眼ヲ鍛フヘシ
○又全鼓貝角及種々ノ鳴物ヲ鳴シテ馬ノ耳ヲ鍛フヘシ

右の如く文武兼備の學校を建立し、教化能く行届いて君臣相和する時は、下たる者能く其君上に思ひ付なり、總て人主たる者は俗人が一向上人を思ふ如くに、下諸臣より此君ならではと堅く思ひ付られざれば、軍は中々致されざる事と知べし、何れにも子弟の悪きは父兄の愚蒙に極り、臣下の惡敷は主君の暗愚に歸する事、人主たる人、眼目を開いて工夫あるべし、必ず忽に思ふ事勿れ。

人主たる者不智、不術、不徳なる時は、父の代の忠臣義士も新主を疎んし、怨みて或は隠居し、或は敵に屬し、或は其主を討べき心など起して、其家は土瓦の解る如くに成る事は和漢古今其例し多き事なり、中にも近世に於ては信玄父子の様子は多く人の知る所なり、信玄在世の中は三十余人の大祿士共、心を一つにして信玄に思付忠義全かりし故、北に上杉、南に北條兩敵ありしかども、甲、上、信の三國へ敵を一人も入たせずして一生を終りしに、信玄逝いて勝頼の代に至り、僅二年の間に信玄時代には鬼神を欺き、忠義金鐵の如くなりし勇士等、忽ち心機弛み、勝頼を恨み、怒て、急で討死を致し、或は身を逃れ、或は敵に屬し、或は主を討べき心起りなどしける故、武田家忽ち滅亡したり、是れ他なし、其主徳術あれば、其臣忠義勇敢なり、其主不徳、不術なれば、臣下不忠、不義、懦弱なり、人主たる人、心を僭めて工夫あるべし。

大名の貴くして且奢れる身の上のみを知て、微賤の卑くして且貧困なる身の上を知らざるは政を知たる大名とは言ひ難し、又國事は一人にて世話の届くものに非ざる故、家老及び諸役人を立て置て事を司らしむる故、日々國事に勞するにも及ばずと言へるは逃れ辭なり、是れ又國政に心を掛くる大名に非ざるなり、此類の大名は泰平の世には公の威徳に因て幸に祿位を有つなれども、變あらば忽ち國を失ふべし、慎むべきなり。

徳ある國主、術ある大名は領國より死に當る罪を犯す人出來て、已む事を得ず是を斬る時は、其斬るの日は整服正座して己れ不徳なる故に、領國より犯科人の出たる事を恥ぢ悔で田獵及び酒宴等の樂迄禁して慎みたり、然る故に此の如くなる大名の領國には犯科の人少し、又斯様の事に慎みなき大名の國中には犯科の人日に月に多くして人を誅し、人を放つ事過分なり、是を天に背くと言ふなり、禍必ず身に及べし、慎むべきなり。

古より五月五日家々に有合せの幟、小旗、鎧、冑、太刀、薙刀等を前庭に立列ねて相互に見物せしむるは、即ち武器改の政なり、然るに泰平久しきに隨て何となく男兒の祝翫物儀と成て當世にては只男兒の有る家はかり鎊物をする事に成たり、然る故に

幟には公平、猪、熊、狸々舞等を畫き、鎧冑は紙を以て拵へ、太刀、長刀は竹木を以て製し、甚しきは遊女天狗等の造物を列へ立て、只兒戲の物とのみ世人一統は心得たり、大に趣意を失へる事なり、願くは此未遍なく號令して古代の如く男兒の有無に拘らず家毎に正眞の武器、馬具を鎊らせて互に勵ませ度事なり、若し紙鎧、木太刀等を鎊りたる者あらば辱しむべし、此の如くせば五七年の間には天下に武器駭々たるに至るべし、此一條大に武備を助くべきなり。

附百姓、町人は五日の鎊を禁すべきなれども、百年來鎊り來たりたる事なれば、これこそ公平、猪、熊等の幟ばかりを許すべきか。

小子弱年の時或は先生に大名の目利と言ふ事を聞けり、甚だ面白き説なり、因て記して以て参考に備ふ、是れ小子が徒事にあらず、實に老先生の口授なり、其條々左の如し。

街に上を誘り、徳術を勤めずして妄りに福を神佛に祈り、不信、不義を國中に行ひ一年の饑饉に餓斃の者あり、國中道橋破れ損し、家老及び重き役人度々替り、田獵度なく直言する者を遠けて諫を入れず、媚ひる者を知らずして終に諂諛の説を容れ、自ら國政を聞かず、百姓、町人に度々用金を申し附け、金を取て賤者を立身

させ、文武の藝を好まず、小祿の士及び微賤の者を輕し侮り、文武の器量人を探り用ゐずして下にあり、賞罰及び是非邪正の裁判速かならず、己れ一人智ありと誇り、婦人の言を容れ用ゐる、家中の邸宅へ度々遊行し、甚だ短慮、甚だ悠長、甚だ色を好み、甚だ貨を好み、國中賄賂行はる。

右二十四箇條の内五つは容すべし、許しての上に五つあれば、泰平の世には國家勞れて武道弛む、亂世なれば戰弱し、十あれば泰平の世には士民怨み背て服せず、同列にも誇り笑はる、亂世なれば家中別れ々々に成りて、一戰にて其國敗る、十以上ある者は泰平の世と雖も國家危し、亂世なれば戰を待たずして其國滅亡となり、右の箇條を以て敵國の様子を窺へば其國に到らず、其君を見ずして其國滅亡となり、右の箇條を以て孫子が算と言へしも此類の事なりと語れり、小子按するに實に手短かなる目利にして、又以て戒とするに足り、先生の口授珍なる哉。

人の世の中に五難あり、饑饉、軍旅、水難、火難、病難なり、此五つは變にして常式にあらず、故に何時到來するも計り難ければ其備を致す事、一國一郡を領する人第一の心懸なり、其心懸として別の物にも非ず、金穀の二つなり、此二つを貯へる法は二、三千年より其説紛々たり、殊に近世徂徠、春臺等の諸先生も頻りに演説すれ共行届かず而

して其行届かざる譯は世の奢に連れて人君執政の心懦弱に成りしが爲めなり、故に身を苦しめて儉約を致し、國家の不經濟を取直す事をなし得ざる程の言甲斐なき心にては、軍は中々致されざる事なり、早く國を渡して浪人すべし。

今の世の中にて不經濟をも取直し、五難の爲に金穀を貯ふべしと思はれ、古より言へる如く道理一通の事にては中々其術行届く物に非ず、然る故に身を苦しめて儉約を勤めされば金穀を貯ふる程の手際は致されざるなり、偕身を苦しむるとは美饌を減し、衣服を惡くし、家作を廉相にし、物入になる遊樂を止め、嬖妾及び奥向の婦人を大に省き、贈答の音物を薄くして唯省かざるは公務のみなり、右の如く躬ら心を用ゆる時は如何なる不經濟も取直し、金穀をも貯へて始めて武を張るべし、是れ人主は言ふに及ばず、小給の士と雖も此心懸あるべし、是れを武政の根本とす。

世人はお定りの返答あり、心有る者が武備或は軍陣等の心懸を談すれば則ち曰く吾幸に泰平の世に生れたり、存命の間さへ、干戈の事なくんば幸甚なり、子孫の事は其時の事よと言ふ人、十中の九なり、是れ悟り拔たる詞に似たれとも、其實は武備無を恥ての逃辭なり、斯く言ふ人は凡夫の上の大凡夫と言ふ物なり、恥づべし、偕及はずなから天下後世を患るこそ眞の武備と言ふべし、學者も又然り、詩文、風雅のみ

に趨りて世の中を苦にせざる學者は眞の學者とは言ひ難し、只物知とのみ言ふべきなり。

當世上下共に穀を賤しみ金を貴ふなり、其心根は年饑饉して米穀何程高く共金銀さへ多ければ買求むる事は易し、此故に金銀を第一として穀を心とせざるなり、是甚だ危き心懸なり、其故は三、四ヶ國の饑饉ならば豊年の國より饑饉の國へ廻し遣す米穀もあるべきなれども、若し二、三十ヶ國も一統に饑饉せば廻し遣す米穀もあるべからず、其時に至て金銀を煎して飲むとも命は助かる間敷なり、凡そ兵亂の世には農民も快く農作は致し難きものなれば、歲饑饉ならずとも、米穀は不足するものなり、此所を能く吞込で金銀は命を救ふ第二番の物なることを知つて、米穀を第一と心得、平日食糧に成べき物を貯ふる事を勤むべし、是れ國郡を領する人の第一の覺悟にして下庶人に至る迄も此心懸を忘却する事勿れ、是れ大にしては武備の國用とし、小にしては一夫の活命とする所なり、此所國主領主より能々世話致すべし、糧を貯ふる法は和漢古今其說紛々たれども、一概に泥む事勿れ、只國土の沃瘠其歳の豊凶等を考て、臨時に分量を定めて貯ふべし、大概凶年は三十年に一度、大饑饉は六十年に一度程至る者なり、其心懸にて貯ふべし。

大將たる人は道、天地、將法の意味を詳に會得あるべし、之に暗き時は一旦の勝を得るとも、大業を仕損する事あり、先蹤を考へ見るべし。

大將たる人は伶俐なりとも一人の材力を恃て誇る事勿れ、文武、智謀の人を撰んで重役に任じ置て、國事、軍事相共に計るべし、是れ和漢名將の仕方を見て知るべし、孔子も無求備於一人と宣へり。

當世武術行はるゝ様なれども文に基かざる故、偏武に陥る者多し、弓術殊に流行すれども只奉射の禮式のみを專として、武者軍用の射術に疎し、之を逆法とす、武士の射術は軍用法を習ふて、後に亂射を習ふを順法とするなり、十五卷目に言へる馬術も又然り此心持を吞込で教ゆる事大將の器と言べきなり。

兵を出すには先敵將の賢愚、政務の善惡、武備の強弱、國郡の大小、土地の寒暖、人數の多少等を豫め推し量つて、此方よりも相當の謀を致し、相應の人數を遣すべし、是を兵の算と言ふなり、算無して兵を出す時は不覺を取るものなり、故に算は兵を用るに肝要なりと言へり、然る故に孫子に、多算勝、小算不勝、而況於無算乎、と言へり、始に言へる大名の目利と言ふ事も即ち算の事なり。

大將たる人は俗事、流行事の類にも能く心を附け、又は陰陽家の說、五行の生尅又は

佛語、神陀の類も軍事の外に學び置くべし、假令實用無しと言ふとも人を使ふに便なるものなり、古も例多き事なり。

總て兵を提る者は始にも言へる如く和漢の軍談記録を多く見て、名將の軍立を能々味ひて、損益斟酌あるべし、地形、城地等又は武具、馬具などは鎧の絨毛、旗指物の制法、或は戰場の立振舞、言葉遣等詳なるに如くはなけれども、常人之に泥む時は本迄を失す、只廣く大本を知るを要とするなり。

大將の士民を扱ふ事甚だ趣意あり、温和にして柔に過ぐる時は士民柔弱にして精力齊一ならず、又辛酷にして猛に過る時は士民はなれて親ます、或は恨を生ずるなり、韓子にも猛毅の君不免外難、弱儒之君不免内難と言へり、總て柔弱にして心よき時は下たる者徒に上を親むのみにして物の用に立難し、喻は蜀の先主の徳の如し、亦離れて親まざる時は人怨背て長久を保つ事能はず、喻は楚の項羽又は織田氏等の如し、此二つを能く會得して寛仁以て親を厚くし、威嚴を以て人を畏服せしむる事、良將の能なりと知るべし、子産が寛猛相濟と言ふも此事なり。

物本末あり、事始終あり、兵に將たるもの、本末と云ふは人を扱ふ事本にして、城池着具の事などは末なり、又た血戰の一事を以て言ふ時は強きこと本にして、詰開き

の態等は末なり、總べての事本を良く會得して末を大略にすべし、孟子の、天時不_レ如_二地利、地利不_レ若_二人和_一と言ふも人和は軍法の本にして、天時城廓等は末なりと云ふ事なり、之れを軍家第一の秘訣と知るべし。

不徳にして不埒、不取締りなる大將の家中は家老及び末々の諸役人も同しく不埒、不取締りなれば、國家の不經濟も心に苦まらず、金穀の政をも知らず、武備の衰微、士民の窮困及び惡風又は盜賊の蜂起するも、道橋の壞れ損し、杯までも憂とも思はずして、只家老は身分高しとて一家中に誇り、又面々の頭々は其支配、支配に誇るのみにして、上の爲にも知らず、下の爲をば猶知らず、君臣共に唯々飲食、田獵等の事に年月を送るなり、悲むべきの第一ならずや、此等の家士を物に喩ふれば、糞中の蛆の如し、夫れ糞蛆は糞中に生し、糞中に長し、糞中を一生の住居とする故、糞の穢らはしきをも、臭きをも穢し、臭しとは思はずして一生を送るなり、是を清き所に住む虫より見れば、其穢く臭き事言語道斷なり、彼の不徳、不埒なる家の諸役人も、他の良き大將の家士より見れば、淨處に往む虫の糞蛆を見るが如し、其清穢、賢愚、天地懸隔なり、不埒家の君臣之を察すべし。

將の五事とは道、天、地、將、法なり、委しき事は孫子に言へり。

將の五徳とは智信仁勇嚴なり。

用兵の五法とて兵を出す趣意五つあり、一には敵國の政不仁にして下、苦しむを討ち一人を殺して萬人を救ふなり、二つには敵國の君臣不義無道なるを討ち、三には君父の讐を討ち、四には敵國の君不禮にして徳を破り、他を侵すを討ち、五には君徳廢して上下混亂するを討つ、これを五法と言ふなり。

將に十過あり、一には己れ剛強にして妄に敵を侮る、二には臆病にしてよく敵を怖る、三には己れ伶俐、發明にして人を輕し侮る、四には愚鈍にして毎事人に任ず、五には貪で下を掠む、六には偏に潔白にして人懷はず、七には不仁にして下を惠まず、八には短慮にして且つ分別淺し、九には緩急にして利に進まず、十には頑愚にして理不盡の働き多し、是等の事慎むべし。

將に上中下あり、上將は智を以て勝を制して勝を及に借らず、中將は言を以て勝を制して奇正分合能く圖に當る、下將は及を以て勝を計り兵と智とを知らず、中古尊氏卿と楠正成と新田義貞とを見るべし、尊氏卿は始終智を以てし、正成は始終兵を以てし、義貞は始終及を以てす、是此三將の上中下なり。

或曰何をか尊氏卿の智と言ふや對へて曰く、北條高時繁昌の時、鎌倉に參勤して

高時の縁者と成て他家なれ共、一門同様に奔走せらる一の智なり、高時度々兵を出して合戦ありしかとも尊氏卿一度も軍に越れたる事なし、二の智なり、七枚起請を書て高時を安んじ、速に鎌倉を廢す、三の智なり、天皇へ伺候の後能く、天皇をすかして官祿共に義貞、正成、圓心、長年の四功臣の上にたつ、四の智なり、既に天下の武將と成るべき望あれ共、妨と成るべきは大塔の宮、義貞、正成と圓心との四人なるべき事を了知して、先づ大塔宮を譖て牢獄に下し奉り、義貞をば色を以て武備を怠らしめんが爲に、準后に手寄せて勾當内侍を義貞に賜らせ、圓心をば、天皇を恨み奉りて反心を生せしむる様に播磨の國の守護職を召放さする様に風奏し、正成は正直の忠臣にして且小器成る事を知り賜ひし故、敢て譖る事もなく、只厚く遇して不恭せず、是等の事五の智なり、鎌倉に於て時行に打勝て其機を外さず、直に征夷大將軍と名乗れし事は六の智なり、箱根に於て義貞に打勝て不取置京都へ攻上られし事七の智なり、京軍に大に敗北せし時は、幾内、近國に片時も足を留す、飛が如くに九州迄逃れ下られし事八の智なり、逃れ乍ら院宣を申受て天下を君と君との御争になして己れ朝敵の名を免れたる九の智なり、九州へ逃げ下つて落人の身乍ら少貳、大友等の大諸侯を忽ち歸服せしむ、是十の智なり、

湊川に正成を討ちても、其首を獄門に掛けず、却て本國に贈りて葬送せしめ、其上楠家の分國攝河、泉の三州へは必ず手を入れまじと言ひ送りて楠家の人氣を撓めて敵を少くするの術を施す、是十一の智なり、二たび京都へ攻上て、天皇及び義貞等を叡山へ追籠めて後、さのみ大攻をせずして百余日を過し、天皇及び諸官軍の氣の弛みを察して、天皇へ和睦を乞ひ奉り、下山なし參らせて、乃に血ぬらす、叡山を落したる十二の智なり、義顯の首を得て事々しく梟首す、十三の智なり、天皇京を逃れて南朝を建立し給へ共、其成就せまじき事を知て襲はず、十四の智なり、是等の事尊氏卿の智と言べきなり、此外和漢古今大將たる人の所業を考へて能く其上中下を會得し、後の將たる人も上の地に至るべき事を希ふべし、多は小に勝ち、強は弱に勝つは自然の理なり、然る故に、一國一郡にも、主たる者は人を多くし、人を強くする術を知べき事、兵家第一の肝要なり。

故に孔子の子貢に對して足食足兵と宣ひ、冉有に庶富教を語り玉へり、能々思ふべし、借人を多くするにも強くするも武士を土着せしむるにあり、武士土着すれば奢侈なし、奢侈なき故貧困せず、貧困せざる故、祿に應じて譜代の家の子竝に武具、馬具等心懸次第所持せらるなり、其上に武士土着すれば山林にては鳥獸を狩り、水邊にて

は漁獵し、又平生馬に乗て馳驅する故、自然と馬術にも達し、又遠方の人と互に往來する故、山川の惡路にも習ひ、筋骨形體勇壯に成る故、眞の武士と言ふべし、譜代の家の子多く所持せらる、故軍役も多しと知べし。

古は兵を農に採れり、此故に兵の數、今世に較ふれば二十倍せり、中古以來士と農と分かれて、兵を農に採らず、此故に兵の數大に減少せり、然れ共、武士皆土着なりし故、今世に較ふれば十倍せり、天正以來武士土着せずして城下詰になれり、此故に兵の數又大に減少して中古より見ば十分の一になれりと知べし、備前の二萬の里の由來等考へ合て農兵多き事を知るべし

願くは武士を土着にして、譜代の家中を多く扶持せしめ、又地頭、領主の心得次第百姓を兵に仕立る術あるべし、又坊主、山伏等をも組々を立て、軍兵に用ゆべき事將帥の方寸にあるべし、此の如く心懸れば兵の數上古の多きに復すべし、然れども二百余年の仕癖なれば、急速には革め難し、初にも言へる如く三十年を期として改革すべし、三十年を期とする事これ又三度言へり、然るに日本の騒じき心氣には迂遠に思ふて勤めず、却て唐風又は學者風杯と罵りて吞み込さる人多けれど、是は輕薄の風俗に任せて實地の情を知らざる故なり、唐山及阿蘭陀、莫斯歌、未亞等の大事を成すを聞くに三十年は又愚か五十年、百年、三百年を期として思ひ立つ事あり、

然る故に五代も十代も経て祖先の志を成就する事あり、是皆國政の宜しきと人心の堅實なるとにある事なり、羨むべし思ふべし。

上にも言へる如く士に大祿を與る事は、其祿に應じて陪卒を出さしめて軍役に充つる事なり、然るに當世の如く武士士着せざる時は、華侈盛んに成つて士大夫悉く貧窮する故、軍役の人数を譜代にして召使ふ事能はず、只一季二季の渡り者を召使ふなり、成程泰平の日には軍役程頭數はある様なれども、干戈動くの時に當つて命危き場所へ召されては主の先途を見繼者は十に一、二なるべし、然る時は二、三石の足輕も己れ一人、二、三百石の士も己れ一人と成るべし、是れ譜代ならざる故なり、譜代の事は十四卷目、人数の所に詳し、然る時は士に大祿を與ふるは益なきに似たるか、又當世は五百石馬一疋、萬石、十六騎と覺へたる人も多し、甚謂れなき様なり、武士士着する時は五百石の祿にても馬の二、三匹若黨の七、八人、十人乃至二、三十人も出され、萬石にては騎馬の兵五、六十軍卒の七、八百、千も出さるる者なり、是等の事は士着の様子を知らざる當世武士は心得難き事に思ふべし、士着を持てる大名の家士に問ふて小子か言の妄にあらざるを知べし。

大將たる人は和漢の軍談、記録の書を多く讀むべし、自然と名將、惡將の巧拙の程を合

點行くものなり、能く此所を吞込て損益斟酌せば骨折て一流、二流の軍學の傳授受たるより益多かるべし、思ふべし。

大將たる人は文武兩全なる事を欲すべし、和漢大將たる人多けれども、文武二つ乍ら備れる人少なし、異國には武王、呂尙、齊の管中、漢の二祖、蜀の孔明等か、日本にては神武帝と神祖の二君なるべし、後世に於ては莫斯歌末亞の女王なるか、日本正徳の頃此女王五世界に一帝たらんとして徳を布き、武を張り、今數代を経て其令弛まざるなり、文武兩全の棟梁と言ふべし、總て大將たる人は及ばざるまでも右轉の事を心懸くべし、是れ心術にあり、若し一等を下らは義經の短兵に長し、甲越二子の士卒を練り、大關の猛威、清正の突戰の如きは皆一箇の妙處なり、其妙處を撰んで已に兼備する事を欲すべし、是れ又大將の志氣と言ふべし。

大將たる人威なき時は、衆を畏服せしむる事能はず、夫れ威は法を嚴にすると大を誅するとにあり、又明なき時は、衆人の勵み薄く、又怨を生ずる事あり、能く小功をも賞するを以て明とす、此二つのものは大將たる人第一の徳なり。

古の名將皆一騎當千の士を懇ろに召使ひ、自身の固めとして旗本に備へたり、漢の高祖の樊會、周勃、蜀の玄徳、關羽、張飛、趙雲、賴光の四天王、義經の八勇士、義貞の十六騎、

正成の二十八人黨の如き皆中堅の爲なり、將たる者心得あるべし、軍家に中堅の杯と言ふ事も此事なり。

馬の乗様又飼立様大に古法を失へり、詳なる事は十五卷目に言へるが如し、是れ又軍務の大主意にして忘るべからざる第一なり。

總て軍は大勢の人を一致して用ふる事なり、大勢を一致する事は法を立て縛るに非されば爲し難き事なり、然る故に善兵を用ゆる者は法を嚴にせり、武王の四伐、五伐の法を始めとして、孫子が美人を斬り、司馬讓菑が莊賈を斬り、曹操が自分の鬻を切たる皆名將の法を貴へる譯なり、法を忽にするは愚將と言ふべし、日本に名將と稱する人多しと雖も皆天授の才のみにして學問なき人々なる故、皆通達の義理に疎く只勢を專にして法を立つる事を知らざる故、其軍立齊一ならず、堂々整々の威儀を失へり、威義を失へるのみならず、不意の敗を取たる例も多し、是れ法を重んぜざる故と知べし。

軍は不意にして神速なるを貴ふ、韓信木罌にて水を渡つて、魏豹を破り、義經鷲越を落して須磨を破り、渡邊を渡して八島を破り、義貞一夜の中に評議を決して、鎌倉を踏破りたる類皆機を知て、危をす、是等を兵家の妙儀と知るべし。

大將たる人は戦法、戰略、兵器、守攻の具に至る迄、時宜の工夫了簡にて如何様にも臨機應變して取廻すべし、正成が油を弾じ懸けて鎌倉勢の梯子を焼落し、又啼男を出して足利家の軍機を弛めて不意を討ち、織田氏の長柄を製作して強を挫き、島津家關ヶ原退去の時、戦士に種ヶ島を腰差にさせて、退げ口に利を得たる類、皆將たる人の臨時の權謀なり、兵を提る人心得あるべきなり。

善く兵を用ふる者は敵を見る時は士卒闘ふべき事を願ひ、既に刃を交ふるに至ては士卒進て死すべき事を願ひ、引き鐘を聞く時は士卒怒る、是等の事皆大將の才術にあるべき事なり、此故に傳に曰く、説以先民忘其勞、説以犯難民忘其死、と言へり、其節するの道、大將の方寸にありと云ふべし。

兵器多しと云へども古ありて、今絶えたるものあり、今盛んに行はれて實用なきものあり、良く彼れ是れの間を辨じ、絶えたるを興し、無用なるを捨つべき事、是れ亦大將の器量にあるべし。

唐山古は振旅、治兵、操練など、て、兵馬を集めて軍の稽古ありしなり、尤も近世とても其法絶えずして諸國に毎月軍の稽古ある由、之は明和の頃唐山に漂流して悲がなく還りしもの直に見たるとなり、日本にても古は鼓吹手を置き、國々には軍團

を置いて軍の稽古をなさしめ、其上に犬追物、牛追物等有りて人馬の足場揃度々有りし事なれども近世は絶え果てたり、當時相馬家の妙見祭、吾藩の卷狩等は古の遺風にして、猶治兵、操練に似たる事なれども恨むらくは其法粗略なり、然りと雖も又た講武の一端なるべし、是れに加ふに一、二の精法を以てせば眞の治兵、操練とも言ふべし、大將たる人奮發ありて、是等のこと諸國に始めたき事なるかな。

當世は弓、鐵砲、長柄等の組を分け置いても弓組は鐵砲を知らず、鐵砲組は弓を知らざるなり、此の如くなるは一方利きにて不自由なる致へ方なり、弓、鐵砲、長柄等は其組々をば分け置くとも稽古は弓、鐵砲、長柄等を交へ教へて兩様に仕込み置き度事なり、是又大將の器量次第なるべし。

諸軍家に陣中へ召さるる役者と云ふ者あり、其品類家々にて差別ありと云へ共、大概は醫者、儒者、出家、猿樂、金堀、算勘、弓工、銃工、鍛冶、染師、塗師、咄し者等なり、此中猿樂、咄し者は無用の者に近ければ省くとも害なし、出家も無用の者に近けれ共、討死の者を取り仕込する役にして死を重んじ、人望に背く間敷爲の道具にも致し、又敵方へ使の役にも使ふ事なれば召連れべきなり、其外の工人は皆有用の者なり、省く事勿れ、然るに當世の如く弓師は弓師、鍛冶は鍛冶とて別役に職人と稱して召抱置くは無術

の一端なるべし、大將の心懸次第、弓、鐵砲、鍛冶、染師等は足輕の兼役に仕附け置くべし、尤も武士たりとも此等の細工は仕覺居る様に教ふべし、元祿の頃迄は草鞋、馬轡を拵へ得ざる士をば相互に嘲りたる由聞き及べり、扱又儒者は陋學の理屈者は物の用に立難し、理屈を離れて業に達し、博覽にして多く事跡を知りたる者を用ゆべし、當世、焰硝、流黄等は皆商賈の手より買求める事に成つて、金銀さへあれば不自由に之れ無きものと思ふ人多し、然るに干戈起る時は商賈も通せざるものなり、其時に至ては自國より出る物に非ざれば一向に行詰る事なり、是れ又大將の世話にして、焰硝、黄鉛、箭竹の類は自分々々の領國より取出す様に世話あるべきなり。

今の大名に諫め役の大臣無き故、君公は其身の非を知らざるなり、偶々思ひ切て諫る者あらは忽ち不遇に成りて職を削き祿を削て恥を與ふる故、自然と忠臣の道を塞いて、只今日君に得らるる事のみ立て日を送るなり、此故に君不君、臣不臣の國多し、願くは萬石以上の大名は諫役の臣を定め置いて何程君の心に障る事を言上しても決して罪すましと定格を立て諫めさすへし、自然に自身の非を知るなり、非さへ知れば國家の幸となるものなり、思ふべし。

又一つには別に諫め役を立つるにも及はざるなり、家老職のものには、少しも會釋

言へり、詳に工夫あるべし、倍此の如く國を富せ、人を富す事を演説するも武を張るべき爲めの事なり、何程國君より命令有りても、また人々心は矢竹に武を好みても、貧乏なれば武を張る事は成らざるなり、國家に武備なきは、國にして其國に非ずと言ふものなり、然る故に唐山古聖人の政も農と儉とを教て國を富し、人を富せて武を張べき事を第一に教ゆ、阿蘭陀の政は其國寒地にして五穀産物豊ならず、故に萬里の外國へ通商して、諸邦の寶貨を已れか國へ取入れ、大商の道を以て大に其國を富せて悉く武を逞くし、小國を以て大國に狭まれ乍ら千八百年來一度も他邦の兵を受たる事なく、其上遠く萬餘里を隔てたる呱哇國を切り從へて己か有となし、又阿墨利加州の中に於ても一國を切り取て新阿蘭陀と名つけて己か領國と成せり、又美哉、勇哉思ふべし。

國君と家老と不學無術なれば國家貧乏す、貧乏すれば領國中川除の普請疎かに成り、疎かに成る故年々夏秋の小洪水にも押切らるる爲、田畑水押しに成りて永荒の地、年々出來す、是貧乏の上に又收納の不足に成る一つなり、又橋々の普請も疎かに成り、疎かになる故是又年々の小洪水にも落橋す、此故に領國中數多の橋々一年に二、三度宛普請あり、普請の度毎に大橋は人夫三、四萬、小橋は人夫五、六千宛役し、且過半

錢取立にする故百姓が不足して天凶年成らざるも、田畑不毛なり、是れ収入の不足になる二つなり、此二つに百姓勞して農業を樂しく思はざる故、何時となく務めざるに至り從て百姓も貧乏する故、或は地逃をなして他邦に移るもあり、或は農を捨て商に成もある故郡村の人別、減少して田畑愈々荒廢す、是れ收納の不足に成る三なり、支納愈々不足に成つて公室愈々貧乏する故、毛見と稱して奸吏を村里へ遣し、年貢を責立つ、責め立てらるれば百姓等彼の奸吏に賄賂して上作をも下作と披露し、諸百姓年貢を缺少す、是れ收納の不足になる四なり、此四の不納を以て公室又愈々貧乏する故、家中諸士の俸祿を借る、一年借て不足故、三年も五年も借る、三年五年借りても不呑込のみ働いて貧乏を取直す事能はざる故、綿々として三十年も五十年も借りて常とする故、家中諸士悉く貧乏して祿相應の武備を張る事能はざるのみならず、譜代相傳の家人にも暇を與へ、又は在來の武具、馬具等をも賣代となして日用相續の助とする故、諸氏の武備弛む、武備弛んで人心懦弱なり、人心懦弱になれば、義理を捨て法を守らずして一統に無賴、不法の風儀と成りて國家終に傾くなり、是れ全く國君一人の賢不賢に係る所にして天の災にも、人の咎にも非るなり、思ふべし、倍能く考ふれば大名の貧乏は人蕩けて武を忘れたるより事起るなり、大名の

武を忘れたるは幸に泰平の世に生れて高位大祿を有てるも尸位素餐と言ものなり恥哉悲哉

上に言ふ所の天度の寒暄又は國土の經濟文武を勵す筋道迄能く呑み込たり共己れ一人知り得るのみにては物の用に立難し其國の上下萬人皆知り得て皆勤むるに非されは善の善に非ざるなり是をなせるの法は其國の寒暄の手當のこと竝に産物細工物等の仕立方又た文と武との廢せざる掟とを委しく部分をなして修法を記し是を其國々の國學の書と定めて假名書の公版にして其國に普くし國君家老諸士庶民迄能く其國學の書に通達して能く行ふ様に教ふへし縦令如何なる藝能ありとも其國學の修行なき人をば罪すへし是人を恵み人を富まし國を利し武を張るの術にして國家の堅固なるへき所以なり然るに文われ共武なく武われ共文なく又文武われ共是を國家に及ぼし之を人に施す事の成らざるは其一を知て其二を知らざると言ふべき不具人なりと心得べし是等の事小子が妄言に非ず皆聖賢の遺旨なり能々工夫あるべし

古昔兵を論する者數家ありと雖も七書に過ぎず其中にて兵機の勝りたる者は孫吳の二書なり然れ共兵機斗りを言ふは兵の大本を知ると言ふものに非ず其故は

兵の大本は國家を經濟する爲なれば治國安民の道を知らずば眞の兵家とは言ひ難し此故に古昔の聖人黃帝堯舜禹湯文武周公皆軍の名人なり其證據には黃に握機あり舜禹に三苗有苗の征あり湯武に桀紂の放伐あり周公に司馬法あり此外晉の六郷魯の三家齊の管仲の輩治平の日は文を以て國を治め亂あれば戎車に駕して征伐す此の如くなるは文武一致なる故大本を知れる兵家と言ふべし後世文は文武は武と別物に成りたる故其用をなす事一偏にして不自由に成りたり其上春秋の頃も早や大本を忘却して宋襄の様なる人あり漢にも陳餘の如き不呑込の人出て聖人の道を借て兵を誤れるより聖人の教は兵の用に立たざる物と思ふ人多し是れ大なる誤なり仍て此所を得と呑込むを眞の兵家と言ふべし七書の中にても此處を述べたる者は大公望の六韜黃石公の三略なり孫吳は兵機一偏を述べ此二子は文武一致の趣を述べたり又後世此境を合點したる人は漢の二祖蜀の孔明唐の太宗我が神祖の外はなし是兵家第一の秘訣なり此境を能く會得すれば泰平の世には廊廟に居て王伯の業を興し干戈の間に立ては兵士を提げて臨機應變すべし此の如くなるを實に先王聖人の兵と言ふなり故に此以下國家經濟の筋を述べて兵の心印となすなり能々工夫を付くべし之を以て古は止戈を武と言ふと雖も然し乍ら後世の兵の有様にて

は戈を止る事は成らざるなり、後世の武は只城を抜き、人を屠る事を勵むるを上手とす、是れ楚の項羽、木曾義仲の類なり、武なる事は武なれども、兵の大本に叶はず實に一方利きの不自由なる物にして先王聖人の大に忌嫌ふ所なり、夫れ武に神武、威武、凌武あり能く工夫を加ふべし、此趣意俗見と大に異なるなり、人々思ふべし。

天下國家に主たる人は經濟の術を知るべし、夫れ經濟とは經邦濟世とて經は筋道の事、邦は國なり、國に筋道を附くるを經邦と言ふなり、濟世とは濟は渡す事にて爰を彼へ渡し、彼を此へ遣す事なり、世は世の中なり、世の中の人の住居易き様に世話するを濟世と云ふなり、先づ國に筋道を附くるとは士大夫、農、工、商には士大夫、農、工、商の筋道を附け、山澤、河海、田野には山澤、河、海、田野の筋道を附け、牛馬畜類には牛馬畜類の筋道を附くる事なり、濟とは第一に人々其處を得る様に世話する事なり、或は士風奢て武備弛む時は奢を抑へて武術を引立てる様に世話致し、或は米穀の貴賤常に過る時は其值常に復する様になし、或は士大夫貧窮すれば富ます様にし、或は商賈の利強ければ其利を抑へて利權を奪ひ、或は地の利を盡し、又は工商の利を取り立て國を富ます様にする事杯、皆世の中の人の住居易き様に世話する事にて濟の持前なり、此二つを總て經濟と言ふなり、偕經濟の大趣意二つあり、封建と郡縣

となり、唐山にては夏、殷、周の三代は封建にして秦以降郡縣と成りて今の世迄變革せず、日本は古代郡縣にして今の世は封建なり、封建とは國々に大名を建て置て其國の政治、仕置等は其國主々に任せて公義より世話する事無し、郡縣とは大名を建てずして國々へは公義より國の守を遣して、其國郡の政事仕置を司とらしむるなり、封建の大名は子孫相續て幾代も其國を持ち續け、其國の守は三年、五年に交替する事なり、封建は公義より土地を分け賜て大名と共に天下を守り、郡縣は土地を分け賜はざる國々を役人持にして天下中の世話を、公儀の役人に致さする事なり、經濟の大趣意此二つなり、此二つの中優劣を評するに皆時勢の然しむる所にして、さのみ優劣を論ずべからず、然りと雖も明の韃靼に奪はれたるが如き、其時に當て封建の大諸侯數多あれば共に義兵を揚げて胡軍を討ち、烏金王をして唐山の主とは爲すべからず、此時に當て見れば諸侯の無きを失とするに似たり、又一統する人の身に取て見れば諸侯の無きを得とす、然れば此二つの優劣は時に取ての得失は論すべく豫め論すべからず、偕日本にて經濟の形の出來たるは、多くは唐山の唐の代の制度を受け學べり、此故に王代の古は郡縣の政にて久しく年月を経し所に頼朝卿天下の權を取て始て諸國に守護を置いてより國の守りの威勢日々に輕くな

れり、其後北條氏執權とし威を專になせしより、何となく戰國の兆し出て來り國々の守護は言ふに及ばず、大庄を所領して大名なりと稱する者及並體の地士に至る迄、誰許すともなく、武備次第所領する事に成り行き漸々に廣大に成りて、子孫相續て其土地を有し、吃度封建にても無く又郡縣にてもなくして、三百余年を経し所に、神祖天下を一統なし玉へて四海の封境を正し二百六十四人の大名を建玉へり、是よりして堂々たる封建の世となれりと知るべし、偕又十四卷目に言ふ所の兵賦の事は軍法の大本にして千言萬語皆此に歸する事なり、能々考へ見るべし、當世とても軍役の定めは國々家々に在りと雖ども、多くは大本を知らざる人の制作なれば其法粗略にして精詳なるもの少なければ、用に足らざるもの間々之れあり、別に工夫制作をなして定むべし、大將たる人必ず忽に思ふ事勿れ。

日本にて名君名將と稱するもの上古は暫らく論せず、中古以來を以て言ふ時は、源義家、鎌倉の頼朝卿、源義經、平時宗、同泰時、室町の尊氏卿、新田義貞、楠正成、甲斐の信玄、越後の謙信、平君、織田氏、豊臣大閥、加藤清正等なり、此數將は皆拔軍の功業ある人々なれども、何れも文武兩全と言ひ難し、此中頼朝卿は大器なり、一度鎌倉に馬を入れ玉ひしより、終身鎌倉を出でずして居乍ら海内の大小名を威服せしめ、終に國體を

一變して武術を以て天下に主たり、鴻業と言ふべし、惜哉世を早く去り玉へし事を次に尊氏卿大略の才有て能く當世の情に達し、天下の武徳に靡くべき事を了知して、抑揚褒貶を失はざりし故、非義不法多しと雖も人能く歸屬せり、此兩主は戰國の道は下手なれども能く大名を得たり、所謂將に將たる者と謂ふべし、此故に一度兵を擧げて天下響の如く應じて大業速になれり、時宗、泰時等は軍國の術者にして小徳を勉め、小惠を行ひしも畢竟父祖の相傳に非ずんば何ぞ會主たる事を得んや、只時宗が元の使者を刎しは一代の手柄にして古今稀有の英氣と稱すべし、義經は小拵合に妙を得て、善く敵を破れり、就中攝州に鴨越を落し、大風に渡邊を渡したるは絶妙にして凡慮の及ぶ所に非ず、然りと雖も只戰國の奇才にして世主の器量なき人なり、讒に逢ひし後奥州に蹲りて一生を終へしにて其量を知べし、義貞は性質正直の勇將なり、然れ共時勢に疎き人なり、只運に乗して兵を起し、一擧に高時を討て無双の功ありと雖も取廻し疎かりし故、君寵官祿共に却て無功の足利家に及はざりしなり、因て不和生じて終に戰に及ぶと雖も是れ又た働かずして諸侯を得ざりし故、孤立の將と成つて戰負たり、是皆不才にして足利家に計られたるなり、惜むべし。

信玄、謙信は各名將にして後世大將たる人の手本と爲るべき人々なり、只恨らくは時を悪しきに生れ出で、互角の兩雄並立せし故、互に力を伸ぶる事能はずして、各一國に業を終へし人々なれども、其軍術は貴ぶべく、則るべく、織田氏は拔群の英雄にして向ふ處敵なく、終に室町家を襲て天下に會主たり、然りと雖も、至剛を恃て間々暴戾卒爾の行ありし故、諸將心服せず、其業半にして明智が爲に弑せらる、是れ威ありとも徳なき故なり、正成は元來大將の志氣有りしと雖も、性質信義に縛せらるる故、既に天下瓦解の機を知り乍ら新田、足利の兩將を超過して己れ糾合の才を施す事能はず、居乍ら大敵を成就せしめて身終に討死す進退維谷さるの時勢とは言ひ乍ら、今を以て是を見れば其討死甚詮無に似たり、只子孫三代四十餘ヶ年本國を失はずして南朝を輔佐し奉りしは、實に正成の遺徳にして、楠家の大勳功なるべし、清正は寛猛相兼て至誠至剛なり、人能く心服し人能く恐怖す、信あり威あり、智謀あり、攻れば必ず抜き、戦は必ず勝つ、能く天稟の質朴に任せて時俗の姦猾に與せざる故、治平の世態に於ては圭角の名あれ共、亂世に於ては眞の英雄と言ふべきか、太閤微賤より起て、忽ち海内を掌握し天下を使令すれども世に是を間然する人なし、海を経て朝鮮を陥れ、唐山を震はす、其猛威和漢の一人なり、惜哉攻伐を勉めて徳惠の施

なく、不經不學我慢にして治國安民に心を寄玉はず、間々婦人の言を容る、此故に逝去以來天下忽ち神祖に歸せり。

神祖武徳を施て天下を一統なし玉ふの業神妙にして今に至る迄二百年來四境心服して干才興らず、遠邦來賓す、實に開關以來一人なり、此治を推及さば萬々なり、世天地と共に長久なるべし。

昇平久き時は必華靡を生ず、華靡盛なる時は諸侯、士大夫、貧窮す、貧窮する時は武備も名のみ存して實用なきに至る、私かに憶ふ當世の如きは華靡盛なりと言ふべきか、總て此條に意味深き物語あれども世に憚る故茲に筆せず、此下僅に經濟の大略を言ふのみ細に工夫を加ふべし、抑國家を經濟するの要九つあり、食貨、禮式、學政、武備、制度、法令、官職、地理、章服なり、夫れ人食無ければ死し、貨無ければ物を通ずる事能はず、此故に食貨を經濟の第一とする事なり、既に食して禮式無ければ人倫明かならずして開關の當時の人の如し、此故に禮式を立て、人倫を明かにす、偕人の道立てても學ばざれば智發する事なし、此故に學問を勤めて智を開かしむ、此三つは人を取立る肝要の法なり、武備は軍陣の用意を忘れずして、泰平の世にも治兵操練等とて人馬に戦法をも教へ、又武器をも取り捨てず制作修覆する事なり、制度は事物に

定式ありて天子の事物、諸侯、大夫、士庶人の事物と段々に定式あるを言ふ、是尊卑を分ち上下を明にする道にして且奢を防ぐの術なり、法令は掟を立て置て其掟に従はざる者を仕置し請流して教令の廢れざる様になせる事にて、一人を懲し千萬人を正す術なり、官職は天下中の事一人にて世話焼かるる者に非ざる故、諸の役目を立て人々の器量を撰みて夫々の職を授けて一色宛世話致さする事なり、地理とは國の寒暖、地の厚薄、山澤、河海、高下、卑濕の差別を細に察して寒暖、厚薄、山澤、河海、高下、卑濕の利を失はず、尺土も空しく捨て置かざる様に夫々の手當をなして地の利を盡す事なり、章服は尊卑の冠冕衣服に夫々の色わけ、大小等有て、姿を見て貴賤高下の人品を知り混亂、無禮の出來せざる様に講じたる法なり、此九つは經濟の大趣意なり、又各一條毎に説有りと雖も、言長ければ筆せず、但し推し廣めて言ふ時は經濟は武備の根本、武備は經濟の輔佐なりと合點すべし、本より經濟の仕形にも軍法の立て方にも傳授と言ふは無き事なり、只書を讀んで和漢蠻夷、古今興廢の損益得失を見て自ら知るなり、故に論語に經濟の事を述て所損益可知と言ひ、史記に兵の事を言ふて霍去病か願方略何如、何耳不至學古兵法と言へるは其道斗に通せりと言ふべきか、然し乍ら唐山は其人性甚だ柔鈍なり、故に先王聖人の兵法と雖も、理は

精密にしてことは拙き事ともあり、然る故に唐虞以來三千年の間北胡に襲ひ苦しめられて、明の末に致て終に韃靼に合せられ、頭髮を剃られ、衣服を替へられたり、是軍理のみを貴んで戰弱き故なり、總て軍理のみに泥むは戰の弱くなる基なれば小子が大に忌嫌ふ所なり、今も軍學を學ぶ人、必ず唐山流の軍理のみに陥る事勿れ、又た日本諸流の軍書は大半事々不足にして軍事のみも全く調はざるに似たり、然るを泥んや文武兼備の事に於てをや、然る時は柱に膠したる如く一流のみに泥むをば拙とすべし、右にも言へる如く和漢及び和蘭陀等の軍書を取交せ、文武相兼て工夫を加へ、能く軍情を會得し、器械をも制作し、其上に能く操練を致すべし、然るに操練のみに泥めは又々唐山流に陥て態弱くなる事あり、心得あるべし、何れにも戰闘の態を上手に爲すは操練にあり、士卒心氣を強くするは今日の政にあり、能く彼是を斟酌して極所に至るべし、是を兵の心印と言ふ。

時天明六年丙午夏

仙臺 林子 平述

海國兵談第十六卷終

予嚮に三國通覽を著す、其書や日本の三隣國朝鮮、琉球、蝦夷の地
圖を明せり、其意日本の雄士兵を提けて此三國へ入る事あらん
時、此圖を誦んして應變せよとなり、又此海國兵談は彼の三隣國
及ひ唐山、莫斯歌末亞等の諸外國より海寇の來る事あらん時、防
禦すへき術を詳悉せり、茲に於て始て本邦内外の武備術調へり
と言ふへし、是れ小子徳を計らす位を量らずして終身本邦の武
備を忘れざる所以なり、之が爲め水戰の一篇のみ精詳を盡せり、
其余篇は只大較を言ふのみ、些細は即ち其者流に讓て言はず、併
し此書にて讀者は文武の大略を知る故、大平の日には廊廟に居
て王者の治を成すに足る、亂ある時は戎車に駕して征伐すへし、
又小にしては人々武と儉との道を會得して其分を守る故、貧を
治し財足て日用乏しからず、武用之を闕かず、是れ此書の當世に
益ある所なり、然るに今哉學政久しく廢れたる故、世人多くは偏

武にして只武藝あるのみ、是れ俗習久しき故、此書文武の意味を俗諺に述べ書するに國字を以てすと雖も、書冊と成りぬれば俗情の及ひ難き事と思つて見る人少し、偶々讀む人あれば、即ち言ふ此書や善成るは善なるへしと雖も、只按し過ぐる書にして當世に遠し、思へは人間一生六十なり、我一代さへ無事なれば後は唐と成とも天竺と成るとも天に任すへしと言へり、悟り拔たる事の様なれ共此言や情弱の逃辭にして不忠不義の日本一なるへし、且又俗情の通病にして位尊ければ貧賤を侮る事土芥の如し然も賤者の能を忌み悪んで彼匹夫なり、何を大事を知る可けんやなご、と譏るもの多し、是等の通病百人にして同一轍なり、是即ち當世人物なり、諺に言へる猿兒或は自慢にて物知顔故、徳を計らず慎を知らず又孟浪の言を發するのみ、妄りに孟浪の言を發して恥を顧みず人之を何ぞか言はん、人々之を思へ、偕又小子如

此の筆する者は世人と衡を争ふにも非ず我慢を立て通さんと
もに非す只見る人をして當世後世の論なく能く熟讀、翫味して
備家の持前と節儉の一端のを發き、漸々に文武兩全の趣意を了
知せしめて海國の用に備ふへき事を願ふのみ、此故に小子此の
趣の世人の耳に入易からん事を願ふ、敢て卑賤を忘れ、窮困を顧
みずして言を當世に危ふするのみ、偕自負にも非す、狂言にも非
らざれ共既に首卷に述べし如く、日本の武備を記したる書に此
の兵談の如く自ら異邦の人に面接し、遠く異國蠻夷の軍情を知
り、新たに奇計妙策を盡し、海陸全備の眞味を述べし者は之れ無
きなり、開闢以來未層有の發明なり、只讀人小子か貧賤にして直
言する事を咎むる事なく彼の良藥の苦きを思ひ合せて、一向に
熟讀翫味せは上下大小各々其分に應し、文武の大度を會得して、
貧を治し、財足て武を張るべし、是れ今日に益有て海國に備る所

以の大寶にして、徒に唐山の書に基き、空しく軍理のみを論ずる者流と同日の儀にあらずと言ふべし、只返す々々も見る人熟讀翫味せよ。林子平自跋。

二五六

大正五年十二月二十日印刷
大正五年十二月廿三日發行

海國兵談奥附
定價金壹圓七拾錢



翻刻者兼
發行者

東京市麻布區笄町七十九番地

大 沼 十 太 郎

印刷者

東京市麴町區隼町四番地
小 林 又 七

印刷所

陸軍省構内
小林又七印刷所

東京市麻布區笄町七十九番地

圖 南 社

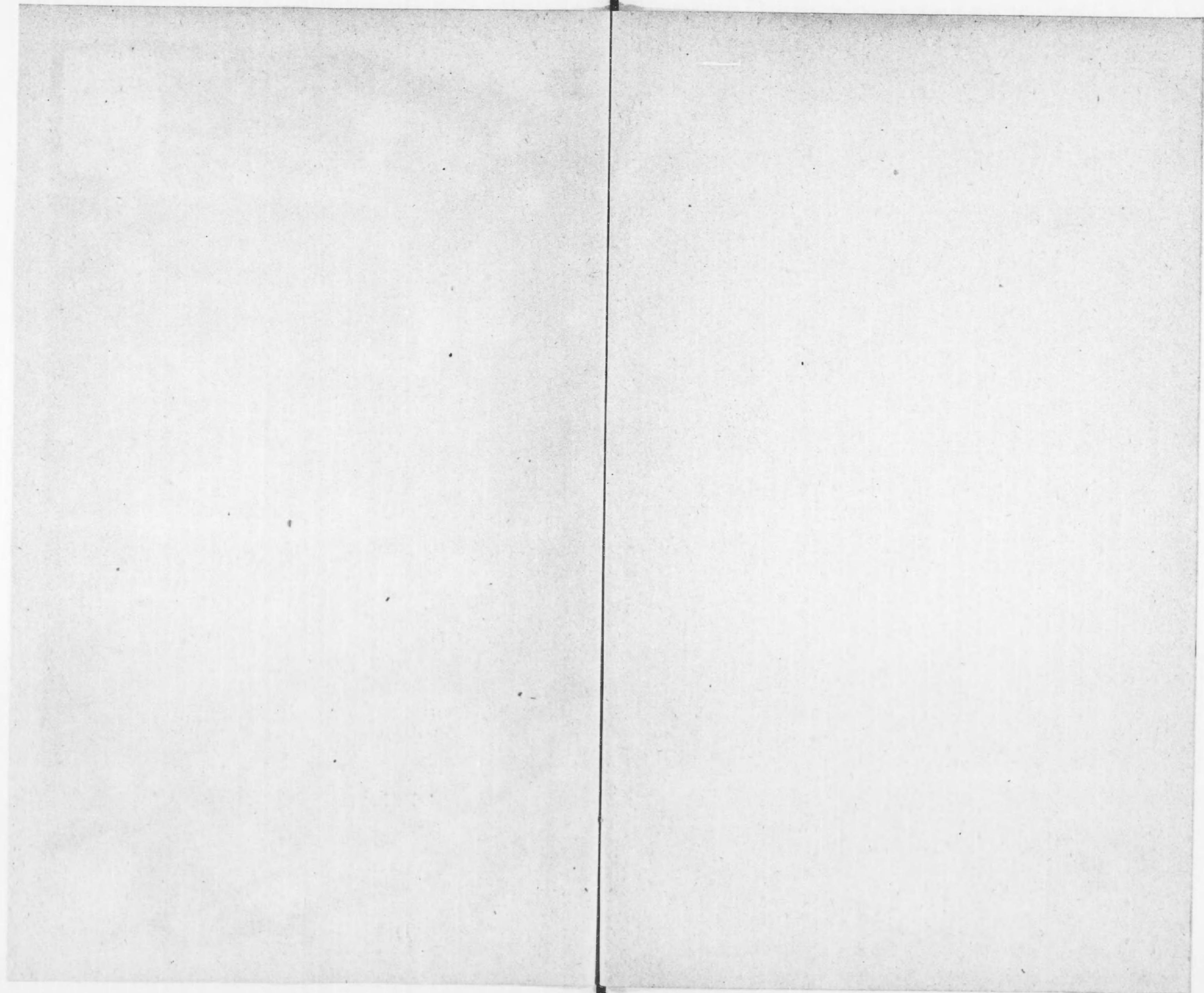
發行所

東京市麴町區隼町四番地

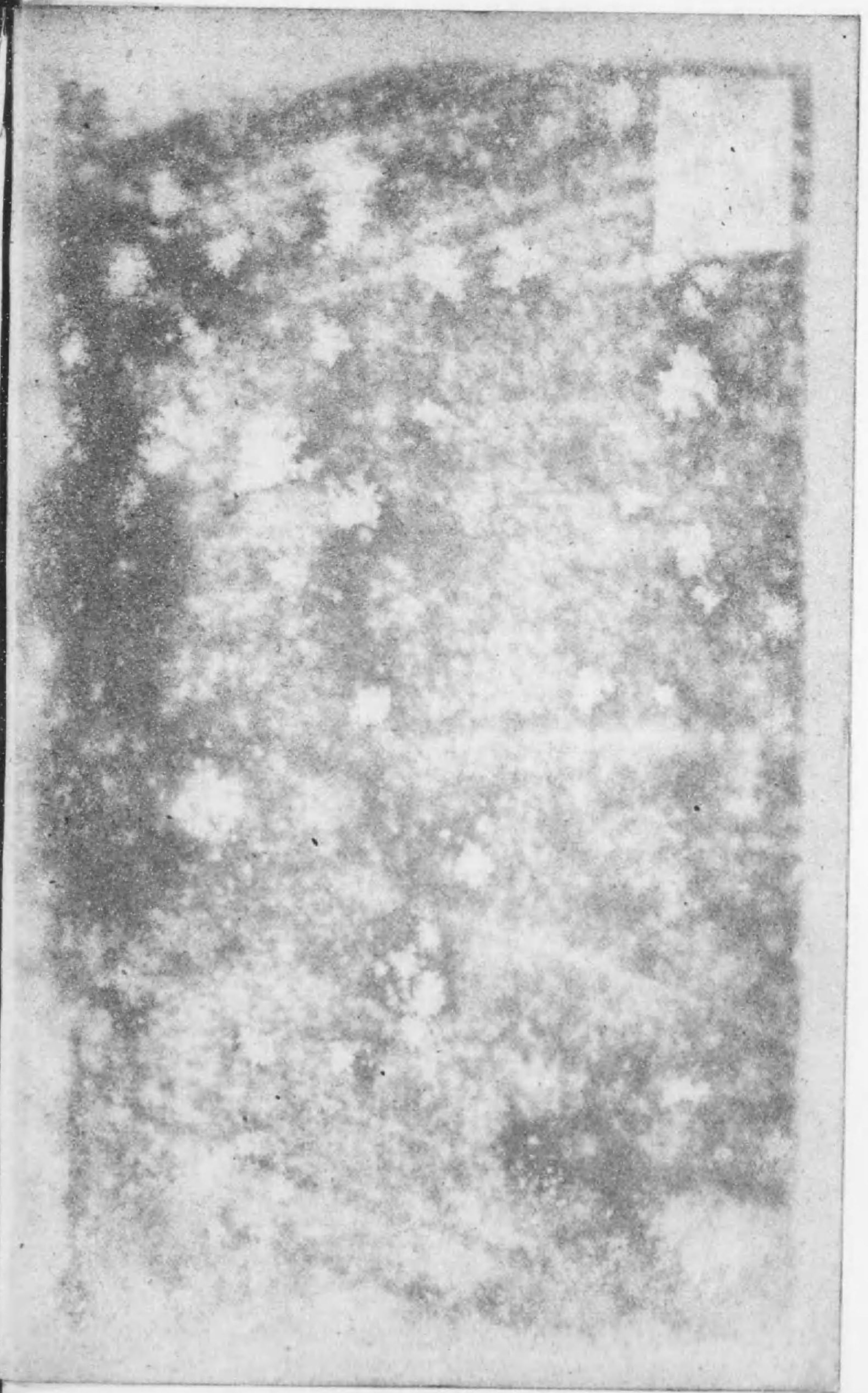
發賣元

川流堂 小林又七本店

電話特番町三九八〇番
電話番町一六二九〇番
振替東京二九九六番



277
753



終